

メキシコ
産業財産法

1997年12月26日命令により改正された1991年6月25日法律
1998年1月1日施行

目次

I部 総則

- 第1条
- 第2条
- 第3条
- 第4条
- 第5条 [廃止]
- 第6条
- 第7条
- 第7条の2
- 第7条の2(1)
- 第7条の2(2)
- 第8条

第II部 発明，実用新案及び意匠

第I章 総則

- 第9条
- 第10条
- 第10条の2
- 第11条
- 第12条
- 第13条
- 第14条

第II章 特許

- 第15条
- 第16条
- 第17条
- 第18条
- 第19条
- 第20条 [廃止]
- 第21条
- 第22条
- 第23条

第 24 条
第 25 条
第 26 条

第 III 章 实用新案

第 27 条
第 28 条
第 29 条
第 30 条

第 IV 章 意匠

第 31 条
第 32 条
第 33 条
第 34 条
第 35 条
第 36 条
第 37 条

第 V 章 特許の手續

第 38 条
第 38 条の 2
第 39 条
第 40 条
第 41 条
第 42 条
第 43 条
第 44 条
第 45 条
第 46 条
第 47 条
第 48 条
第 49 条
第 50 条
第 51 条 [廃止]
第 52 条
第 53 条
第 54 条
第 55 条
第 55 条の 2
第 56 条

第 57 条
第 58 条
第 59 条
第 60 条
第 61 条

第 VI 章 ライセンス許諾及び権利の譲渡

第 62 条
第 63 条
第 64 条
第 65 条
第 66 条
第 67 条
第 68 条
第 69 条
第 70 条
第 71 条
第 72 条
第 73 条
第 74 条
第 75 条
第 76 条
第 77 条

第 VII 章 特許及び登録の無効及び消滅

第 78 条
第 79 条
第 80 条
第 81 条

第 III 部 業務上の秘密

第 82 条
第 83 条
第 84 条
第 85 条
第 86 条
第 86 条の 2
第 86 条の 2(1)

第 IV 部 商標，広告スローガン及び商号

第 I 章 商標

第 87 条

第 88 条

第 89 条

第 90 条

第 91 条

第 92 条

第 93 条

第 94 条

第 95 条

第 II 章 団体標章

第 96 条

第 97 条

第 98 条

第 III 章 広告スローガン

第 99 条

第 100 条

第 101 条

第 102 条

第 103 条

第 104 条

第 IV 章 商号

第 105 条

第 106 条

第 107 条

第 108 条

第 109 条

第 110 条

第 111 条

第 112 条

第 V 章 商標の登録

第 113 条

第 114 条

第 115 条

第 116 条

第 117 条
第 118 条
第 119 条
第 120 条 [廃止]
第 121 条
第 122 条
第 122 条の 2
第 123 条
第 124 条
第 125 条
第 126 条
第 127 条
第 128 条
第 129 条
第 130 条
第 131 条
第 132 条 [廃止]
第 133 条
第 134 条
第 135 条

第 VI 章 ライセンス許諾及び権利の譲渡

第 136 条
第 137 条
第 138 条
第 139 条
第 140 条
第 141 条
第 142 条
第 143 条
第 144 条
第 145 条
第 146 条
第 147 条
第 148 条
第 149 条 [廃止]
第 150 条

第 VII 章 登録の無効，消滅及び取消

第 151 条
第 152 条

- 第 153 条
- 第 154 条
- 第 155 条

第 V 部 原産地名称

第 I 章 原産地名称の保護

- 第 156 条
- 第 157 条
- 第 158 条
- 第 159 条
- 第 160 条
- 第 161 条
- 第 162 条
- 第 163 条
- 第 164 条
- 第 165 条
- 第 166 条
- 第 167 条
- 第 168 条

第 II 章 使用の許可

- 第 169 条
- 第 170 条
- 第 171 条
- 第 172 条
- 第 173 条
- 第 174 条
- 第 175 条
- 第 176 条
- 第 177 条
- 第 178 条

第 V 部の 2 集積回路の回路配置

- 第 178 条の 2
- 第 178 条の 2(1)
- 第 178 条の 2(2)
- 第 178 条の 2(3)
- 第 178 条の 2(4)
- 第 178 条の 2(5)
- 第 178 条の 2(6)

第 178 条の 2(7)
第 178 条の 2(8)
第 178 条の 2(9)
第 VI 部 行政手続

第 I 章 手続総則

第 179 条
第 180 条
第 181 条
第 182 条
第 183 条
第 184 条
第 185 条
第 186 条

第 II 章 行政的宣言の手続

第 187 条
第 188 条
第 189 条
第 190 条
第 191 条
第 192 条
第 192 条の 2
第 192 条の 2(1)
第 193 条
第 194 条
第 195 条
第 196 条
第 197 条
第 198 条
第 199 条
第 199 条の 2
第 199 条の 2(1)
第 199 条の 2(2)
第 199 条の 2(3)
第 199 条の 2(4)
第 199 条の 2(5)
第 199 条の 2(6)
第 199 条の 2(7)
第 199 条の 2(8)

第 III 章 審判請求

第 200 条

第 201 条

第 202 条

第 VII 部 査察，行政上の法規違反及び制裁，並びに犯罪

第 I 章 査察

第 203 条

第 204 条

第 205 条

第 206 条

第 207 条

第 208 条

第 209 条

第 210 条

第 211 条

第 212 条

第 212 条の 2

第 212 条の 2(1)

第 212 条の 2(2)

第 II 章 行政上の法規違反及び制裁

第 213 条

第 214 条

第 215 条

第 216 条

第 217 条

第 218 条

第 219 条

第 220 条

第 221 条

第 221 条の 2

第 222 条

第 III 章 犯罪

第 223 条

第 224 条

第 225 条

第 226 条

第 227 条

第 228 条

第 229 条

経過規定

1997 年 12 月 26 日付本法

第1部 総則

第1条

本法の規定は公共政策事項であり，メキシコが当事国となっている諸国際条約の規定に反しない限り，共和国を通して一般に遵守されなければならない。本法の行政的施行は，メキシコ産業財産庁を介して連邦行政府の責務である。

第2条

本法は，次に掲げる事項を目的とする。

- (I) わが国の工業上及び商業上の活動に方法及び物における改良のための永続的なシステムを与える基礎を確立すること
- (II) 産業上利用できる発明活動，技術的改良，及び生産部門における科学技術知識の普及を促進し，助長すること
- (III) 工業及び商業における物とサービスの質の改良を，消費者利益に沿った形で助長し，刺激すること
- (IV) 新規にして有用な物の意匠及び表現における創作性を奨励すること
- (V) 特許，実用新案，工業意匠(以下「意匠」と略称する。)，商標及び広告スローガンの登録の規制と許容，商号の公示，原産地名称保護の宣言，及び業務上の秘密の規制を通して産業財産を保護すること
- (VI) 産業財産を侵害し又は産業財産に関する不当競争を形成する行為を防止し，またそのような行為に対する制裁及び刑罰を規定すること

第3条

本法の適用上，

- (I) 「本法」とは本法律を意味し，
- (II) 「国際条約」とは，条約締結に関する法律に基づきメキシコが締結する諸条約を意味し，
- (III) [廃止]
- (IV) 「産業財産庁」とは，メキシコ産業財産庁を意味し，
- (V) 「公報」とは，連邦公報又はオフィシャル・ガゼットを意味し，
- (VI) 「官報」とは，第8条に規定する官報を意味する。

第4条

本法の規制を受ける法的な手段若しくは慣例の内容又は方式公共政策，道徳又は適正な慣行に反する場合，又はそれらが法の規定に違反する場合，そのような手段若しくは慣例については特許，登録及び許可は与えられず，また官報での公告も認められない。

第5条 [廃止]

第6条

産業財産に関する行政機関であるメキシコ産業財産庁は，法人格と固有の資産を有する分権組織であり，次に掲げる権限を有する。

- (I) 通商産業開発省下の諸行政機関，並びに国内，外国又は国際関係を問わず産業財産の振興及び保護，技術移転，技術開発の促進並びに研究，技術革新及び製品の差別化を目的とする各種の公的及び民間の組織と連携し，かつ確立された関係の条規と方針に従い管轄官庁の要求する情報と技術協力を提供すること
- (II) 産業分野の質，競争力及び生産性を高める科学技術の開発と実施への各産業部門の参加を奨励すること，国内及び国際的な産業科学技術の進歩と実施及びそれらの上記目的に対する可能的効果についての研究を行い，かつ，それらの発展を促進するための方策提言を行うこと
- (III) 特許出願，並びに実用新案，意匠，商標及び広告スローガンの登録出願を審査し要件を満たす場合にそれらを付与すること，原産地名称保護の宣言を出すこと，それらの使用を許すこと，商号を公示すること，並びにそれらの更新，権利譲渡若しくは実施及び使用のライセンス許諾を登録すること，さらに本法及び本法に基づく規則によって産業財産の認定と保護のために与えられるその他の権能
- (IV) 産業財産の無効，消滅及び取消の手続を定立すること，本法及び本法に基づく規則に従って決定を行い，かつ，対応する行政的宣言を発すること，さらに一般的にそれらの実行から生じる各要請について決定すること
- (V) 主張される行政上の法規違反についての調査を行うこと，査察を計画し実行すること，情報の提供を要請すること，産業財産侵害の防止又はそれらの終止のための諸手段を命じ実行すること，違反者と告発された者に弁明する機会を与えること，並びに産業財産に関する適切な行政上の制裁を課すこと
- (VI) 本法において要請される専門家を指名すること，個人若しくは連邦検察庁によって要求される技術的判定を行うこと，並びにそのような技術的判定を行うのに必要な諸行為及び証拠保全を行うこと
- (VII) 本法により指名される場合に受託者として行為すること，委託された物を所轄官庁に利用させること
- (VIII) 本法，本法に基づく規則及びその他の関連規則に従ってなされた行為について産業財産庁が下した決定に対して法の規定する行政上の不服申立の訴が提起された場合に，それらを審理し決定を行うこと
- (IX) 紛争当事者の明確な要請がある場合，商法第 V 編第 IV 部中の規定に従い，本法の保護する産業財産違反についての損害賠償金支払に関する紛争の裁定者として行為すること
- (X) 本法により委任されるところに従い，官報での公告，並びに特許，登録，許可及び公告についての情報その他産業財産に関する情報を提供すること
- (XI) 産業財産に関して公衆を啓蒙し，助言し，補助し，またサービスを提供すること
- (XII) 次の事項を通して，産業的に利用可能な発明を促進し，それらの工業及び商業における開発と利用をサポートし，さらに技術移転を助長すること
 - (a) わが国及び外国で発表された発明についての書類ファイルの開示，及びそれらについての相談及び利用に関する援助
 - (b) 発明及び科学技術研究に係わっている個人及び法人の名簿を編纂，更新及び配布すること
 - (c) 発明活動及び製品の意匠と表現の創作性を促進するための競技会，コンテスト又は博覧会の開催と賞や認定証の贈呈

- (d) 原型の作成や発明の工業的若しくは商業的開発を行っている又はそれらの活動に融資する事業所や金融機関を援助すること
- (e) 研究，高等教育又は技術支援に携わる人々，グループ，協会又は研究機関に対して本法の内容及び適用範囲を周知させ，発明及びそれらの工業的及び商業的な利用に関する彼らの活動を促進すること
- (f) 工業的及び商業的利用が可能な発明その他の創造的活動を促進するために，政府や国内外の公共及び民間の組織との協力，協調及び調和的活動を規定する協定の締結
- (XIII) 経済活動分野におけるメキシコの科学技術を創造，開発及び実行することを目的とし産業財産保護に関する奨励及び支援策を提供する計画，及びそれら科学技術の生産性と競争力を向上させるための計画に参加すること
- (XIV) わが国及び外国で公表される発明に関する書類を編纂しまた更新すること
- (XV) 産業及び科学技術の諸分野における技術水準の調査を行うこと
- (XVI) 産業財産の登録と法的保護を担当する他国の諸機関と運営上及び法律上の経験を交換し合うことを通して国際的協力を促進すること。それらの活動には，スタッフの基礎的及び発展的な訓練，業務上及び組織上の方法論の移転，出版物の交換，及び産業財産分野における書類ファイルやデータベースの内容の最新化を含む。
- (XVII) 国際的な産業財産の状況についての調査を行い，またそのようなテーマについての国際会議や国際フォーラムに参加すること
- (XVIII) 連邦政府の各省その他の機関のために産業財産に関する諮問機関として行為し，また民間機関に助言を行うこと
- (XIX) 専門的，技術的及び補助的の人員に対する教育，訓練及び専門化の計画と課程を策定し実行することによって，産業財産に関する各種規律に携わる人的資源の育成に参画すること
- (XX) 自らの総合的な運営計画を策定し実行すること
- (XXI) 通商産業開発省の担当部門との協調的態勢の下に，管轄権の範囲内にある諸交渉にあたること
- (XXII) 本法及びその他の適用法規に基づく権限の適切な行使のために必要なサービスと手段を実行すること

第7条

産業財産庁の運営機関は理事会と長官であり，それらは，第6条及び第7条の2(2)の規定を害することなく，準国家組織に関する連邦法及びそれらの根拠規定に定める権限を有する。

第7条の2

理事会は，次に掲げる10人の理事によって構成される。

- (I) 議長たる通商産業開発大臣
- (II) 通商産業開発省が指名する1名の理事
- (III) 財務公共信用省が指名する2名の理事
- (IV) 外務機関，農業水資源機関，教育機関，厚生機関，国家科学委員会及び国家度量衡センターの指名する各1名の理事

各理事については，理事に認められる一切の権能を有しかつ理事の不在の場合に理事会に出席する権限を有する代理理事が指名されるものとする。

第7条の2(1)

長官若しくはその職を行う者が産業財産庁の法律上の代表者であり，通商産業開発省を通して行為する連邦行政府の提案に基づき理事会によって任命される。

第7条の2(2)

産業財産庁の長官は第6条に規定する権限の行使について責任を負い，自ら権能を行使する他，理事会が承認し公報によって公告される関係契約の条件に従って自己の権能を委任することができる。

第8条

産業財産庁は毎月その官報を発行し，その中で，本法に規定する公告を行い，かつ，産業財産に關係する情報及びその他特定の事項を公衆に知らせる。産業財産庁の官報に記載される行為及び法律文書は官報発行日の翌日から第三者に対する拘束力を取得する。その日は官報上で明記される。

第 11 部 発明，実用新案及び意匠

第 1 章 総則

第 9 条

発明又は実用新案を考案し又は意匠を創作する者又はその権原承継人は，本法及び本法に基づく規則に従い，自ら若しくは自ら授権した第三者を介して自己の利益のために当該発明等を使用する排他的権利を有する。

第 10 条

第 9 条に規定する権利は，発明については特許，また実用新案及び意匠については登録の形で与えられる。

第 10 条の 2

特許若しくは登録を得る権利は，各場合に応じ発明者若しくは創作者に属する。ただし，第 14 条に規定する場合については別とする。発明，実用新案又は意匠が複数名により共同でなされた場合は，特許若しくは登録を得る権利はそれら複数の者の共有に属する。

複数の者が同一の発明若しくは実用新案を各独立になした場合は，最初に出願を行うか若しくは最も早い優先権を主張する者がそれについての特許若しくは登録を得る優先的権利を有する。ただし，当該出願が放棄されるか若しくは拒絶された場合は除く。

特許若しくは登録を得る権利は生存者間の取引又は相続によって移転若しくは譲渡することができる。

第 11 条

特許権者若しくは登録権者には，自然人及び法人の何れもなることができる。

第 12 条

本法の適用上，次の各用語は各号に規定される意味を有する。

(I) 「新規」とは，技術水準に含まれていないものを意味する。

(II) 「技術水準」とは，口頭若しくは書面により，国内又は外国における使用若しくはその他の情報伝達手段を通して公知のものとなっている技術知識の総体を意味する。

(III) 「進歩性」とは，その結果が関連分野の技術に熟知する者による技術水準から明白に推論することはできない創造過程を意味する。

(IV) 「産業上の利用可能性」とは，ある発明が経済活動の何れかの分野で生産され若しくは使用される可能性を意味する。

(V) 「クレーム」とは，特許出願若しくは登録出願において保護範囲が明確かつ特定の主張され，かつ要件を満たす場合には，対応する権利証書において保護が与えられる物若しくは方法の本質的特徴を意味する。

(VI) 「出願日」とは，本法及び本法に基づく規則の要件を満たすことを条件にかつその限りにおいて，当該出願が産業財産庁若しくは国内の通商産業開発省事務所に到達した日を意味する。

第 13 条

特許若しくは登録の出願において発明者であることを主張する 1 若しくは複数の自然人は発明者であると推定される。発明者は、対応する権利証書に自己の名称を記載される権利及びそのような記載に反対する権利を有する。

第 14 条

連邦労働法第 163 条の規定は雇用関係にある者によって行われた発明，実用新案及び意匠に適用される。

第 II 章 特許

第 15 条

自然界に存在する物質若しくはエネルギーを人の特定の需要を満たすよう利用できる形に変える人の創造は，発明とみなされる。

第 16 条

本法に定める意味において新規であり，進歩性の成果でありかつ産業上の利用可能性を有する発明は特許を受けることができる。ただし，次に掲げるものは除く。

- (I) 動植物の発生，複製又は繁殖を目的とする本質的な生物学的方法
- (II) 自然界で発見される生物学的及び遺伝学的物質
- (III) 動物の品種
- (IV) 人体及び人体を構成する生命物質
- (V) 植物の品種

第 17 条

特許出願日又は，該当する場合は，承認される優先日における技術水準が，出願された発明が新規かつ進歩性の成果であるか否かの決定に利用される。発明が新規であるかの決定に利用される技術水準には，上記基準日より前にメキシコにおいて提出され係属しているすべての特許出願(第 52 条の公開がその日以後になされた場合も含む。)を含める。

第 18 条

特許出願日又は，該当する場合，承認される優先日の前 12 月の間に発明者若しくはその権原承継者が何らかの伝達手段により，又は発明の実施により，又は国内若しくは国際的博覧会において展示することにより当該発明を公知とした場合でも，そのような発明の開示によって新規性は失われないものとする。これに対応する出願を行う場合，本法に基づく規則に規定される方法により証拠書類を添付しなければならない。

特許出願に記載される発明についての公開及び外国官庁により与えられる特許の対象たる発明についての公開は，本条の規定には該当しない。

第 19 条

次に掲げるものは本法の適用上，発明とはみなされない。

- (I) 理論上又は科学上の原理
- (II) これまで人に知られていなくても、自然界に既に存在していたものを開示若しくは明らかにする発見
- (III) 精神作用を実行し、ゲームを行い、又は事業活動を行うための政策、計画、規則及び方法、並びに計算方法
- (IV) コンピュータ・プログラム
- (V) 情報提供の方法
- (VI) 美的創造物、芸術作品及び文学作品
- (VII) 人体又は動物に適用可能な外科手術、治療又は診断処置方法
- (VIII) 公知の発明の並置、公知製品の混合、又はそれらの使用法、形状、寸法又は材料の変更。ただし、現実にそれらの結合若しくは一体化の程度が強くて分離しては機能しない場合、及びそれら構成要素の特徴的な品質又は機能が大きく変化しており当該分野の技術に熟知する者にとっても自明でなかった産業上の結果若しくは利用法を産み出すように変更している場合は除く。

第 20 条 [廃止]

第 21 条

特許によって与えられる権利は、承認されたクレームによって決定される。明細書と図面、又は該当する場合は、第 47 条(1)に規定する寄託された生物学的材料が、クレームを解釈するために利用される。

第 22 条

特許によって与えられる権利は次に対しては効力が及ばない。

- (I) 私的若しくは学術的分野において非営利目的の下に、純粹に実験的、試験的又は教育的な目的での科学若しくは技術的な研究活動に従事し、そのような目的のために特許された物若しくは方法と同一の物又は方法を製造若しくは使用する第三者
- (II) 特許物、又は特許方法を使用して得られた物を、これらが合法的に市場に出された後に販売し、取得し又は使用する者
- (III) 特許出願日又は、該当する場合、承認される優先日に先立って、特許方法を使用し、特許物を製造し、又はそのような使用若しくは製造の準備をする者
- (IV) 特許発明が他国の輸送機関の一部を構成しかつ当該輸送機関がわが国の領域を通過する場合におけるそのような輸送機関での当該特許発明の使用
- (V) 生物に関する特許の場合で、他の物を得るために原種の変種若しくは増殖の出発材料として特許物を使用する第三者(そのような使用が既に行われていた場合を除く。)
- (VI) 生物で構成される物に関する特許の場合において、特許物が特許権者又は実施権者によって適正に市場に出された後に増殖若しくは繁殖以外の目的でそれらを使用し、流通に置き、又は販売する第三者

本条に規定される行為は、何れも本法の意味における行政上の法規違反及び犯罪を構成しない。

第 23 条

特許権の存続期間は 20 年とし更新されない。存続期間は、関連手数料の納付を条件として出願日から起算される。

第 24 条

特許権が付与された場合、特許出願についての公開が官報によって有効になされた後、当該特許付与前に特許権者の承諾を得ずに特許対象たる方法又は物を使用した第三者に対し特許権者は損害賠償を請求することができる。

第 25 条

特許発明を実施する排他的権利は、特許権者に次に述べる特権を与える。

(I) 特許対象が物である場合、他の者が自己の同意を得ないで特許物を製造、使用、販売、販売の申込及び輸入することを防止する権利

(II) 特許対象が方法である場合、他の者が自己の同意を得ないで当該方法を使って直接に得られた物を使用、販売、販売の申込又は輸入することを防止する権利

第 69 条に規定する者による実施は、特許権者によってなされたものとみなされる。

第 26 条

係属中又は付与された特許の存在については、その何れかの状態が生じている物又は方法についてのみ当該事実を記載することができる。

第 III 章 実用新案

第 27 条

新規かつ産業上利用可能性を有する実用新案は登録を受けることができる。

第 28 条

配列、形態、構造若しくは形状の変更の結果、構成部品に関する異なる機能又は使用に関する異なる利点を提供する物体、器具、装置及び道具は実用新案とみなされる。

第 29 条

実用新案登録の存続期間は 10 年とし更新されない。その存続期間は、関連手数料の納付を条件として出願日から起算される。

実用新案の使用、並びに登録によって登録権者に与えられる権利の制限については、第 22 条及び第 25 条の規定を準用する。

第 30 条

第 II 部第 V 章の規定は、第 45 条及び第 52 条を除いて、実用新案登録の審査に準用する。

第 IV 章 意匠

第 31 条

新規かつ産業上利用可能性を有する意匠は登録を受けることができる。

公知の意匠又は公知の意匠特性の組合せとは独立に創作されかつそれらとは重要な点で異なっている意匠は新規とみなされる。

意匠に付与される保護は、技術的考慮又は技術機能作用からのみ要求され、創作者の裁量的寄与を具現していない要素若しくは特性には及ばない。また、意匠たる要素若しくは特性を体现する製品がそれを必須の部品若しくは要素とする別の製品に機械的に統合され又は接続されるために精密な複製を行う必要がある当該の要素若しくは特性についても同様である。ただし、このような保護の制限は、意匠要素が製品の多重的な組立若しくは接続又は標準寸法システム内の相互連結を果たすことを意図された形態若しくは形状に存する物には適用されない。

意匠は、その外観が前段に述べた要素若しくは特性のみで構成される場合には保護されない。

第 32 条

意匠は次に掲げるものを含む。

(I) 装飾を目的として工業製品に組み込まれた形状、線若しくは色彩の組合せであって当該製品に特有の外観を与える平面の意匠

(II) 工業製品製造のためのひな形若しくはパターンとして働き何らの技術的效果にも係わらない特有の外観を当該製品に与える立体の形状によって構成される、立体の意匠若しくはひな形

第 33 条

意匠登録出願には次を添付しなければならない。

(I) 図面若しくは写真による当該意匠の複製

(II) 意匠が使用される製品の種類の表示

第 34 条

出願に記載される説明においては、図面若しくは写真による意匠の複製について、図面若しくは写真の角度を明示して簡単に説明する必要がある。

第 35 条

出願には、意匠の名称が「記載し、図解した通り (Tal como se ha referido e ilustrada)」の言葉を後に付したクレームの形で記載されなければならない。

第 36 条

意匠登録の存続期間は 15 年とし更新されない。その存続期間は、関連手数料の納付を条件として出願日から起算される。

意匠の使用、並びに登録によって登録権者に与えられる権利の制限については、第 22 条及び第 25 条の規定を準用する。

第 37 条

意匠の登録手続については、第 II 部第 V 章の規定 (第 45 条及び第 52 条を除く。) を準用する。

第 V 章 特許の手續

第 38 条

特許を取得するには願書を産業財産庁に提出しなければならない。願書には、発明者及び出願人の名称及び住所、出願人の国籍、発明の名称、並びに本法及び本法に基づく規則の要求するその他の情報を記載すると共に、方式及び実体に関する審査の手数料を含む必要手数料の納付証を添付する必要がある。

係属中の特許出願及び添付物件は、公開の時まで秘密とされる。

第 38 条の 2

産業財産庁は、特許出願が第 38 条、第 47 条(I)及び(III)、179 条及び第 180 条の要件に従うことを条件に、願書提出の日時を特許出願日と認定する。

特許出願が願書提出の日において上記段落の条件を満たしていない場合には、それら要件が充足された日を出願日とみなす。

出願日は、出願の相対的優先性を決定する。

本法に基づく規則において、出願その他の書類を産業財産庁に提出する代替的方法を規定することができる。

第 39 条

特許出願は、発明者若しくは発明者の権原承継者が直接に、又は代理人を介して提出することができる。

第 40 条

外国で出願された後にメキシコにおいて出願がなされる場合、最初に出願した国における出願日は、メキシコでの出願日が国際条約で定める期間内又は、それが無い場合は、原出願国における特許出願から 12 月以内に行われることを条件として、優先日として承認することができる。

第 41 条

第 40 条に規定する優先権が承認されるためには、次の要件が満たされなければならない。

(I) 特許出願の際に、優先権の主張を行い、原出願国及び原出願国での出願日を明示すること

(II) メキシコでなされる出願において、外国での出願から得られた権利よりも広い権利の付与を請求しないこと

全体として外国での出願から得られた権利よりも広い権利の付与が請求されている時は、優先権は当該外国出願と一致する範囲においてのみ部分的に承認される。超過的権利のクレームに関しては、優先権の承認を追加申請することができる。

(III) 国際条約、本法及び本法に基づく規則に定める要件が、願書提出の日から 3 月以内に充足されること

(IV) [廃止]

第 42 条

複数の発明者が相互に独立に同一の発明を行った場合、特許権は、事情に応じ、最先の出願日若しくは最先の優先日を具備する出願をした発明者に属する。ただし、その者の出願が拒絶され又は放棄された場合は別とする。

第 43 条

特許出願は、単一の発明、又は相互に関連して単一の発明概念を構成する複数の発明に関するものでなければならない。

第 44 条

出願が第 43 条の要件を満たさない場合、産業財産庁は出願人に書面通知を与え、出願人が 2 月以内に当該出願を複数の出願に分割し当初の出願日及び承認優先日を分割された各出願の出願日及び承認優先日として維持できることを知らせる。上記期間内に出願人がその出願を分割しない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

出願人が上記段落の規定するところに従った場合は、分割された各出願は第 52 条の規定による公開はされない。

第 45 条

1 つの特許出願には次に掲げる複数のクレームを含むことができる。

(I) ある物に関するクレーム及びその物の製造若しくは使用のために特に案出された方法に関するクレーム

(II) ある方法に関するクレーム及びその方法の使用のために案出された装置若しくは手段に関するクレーム

(III) ある物に関するクレーム、その物の製造のために特に案出された方法に関するクレーム、並びにその方法の使用のために特に案出された装置若しくは手段に関するクレーム

第 46 条

実用新案又は意匠を実施するための方法及び機械若しくは装置は、当該実用新案又は意匠についての出願とは別に特許出願の対象とすることができる。

第 47 条

特許出願には次に掲げるものを添付しなければならない。

(I) 発明の説明(以下「明細書」という。)。これは、十分に理解できるに足りかつ該当する場合には当該分野の通常の技術を有する者が当該発明を実施するための指針となるに足るだけの明確さと完全性を充足したものでなければならない。また、出願人の知る当該発明実施の最良の方法が発明の説明自体では明確でない場合には、明細書にこの方法を記載しなければならない。

明細書の説明だけでは詳細が十分に明らかではない生物学的材料の場合は、本法に基づく規則に従い、産業財産庁が承認した機関への寄託に関する記録をもって出願を補完しなければならない。

(II) 明細書の理解のために必要な図面

(III) 1 又は複数のクレーム。このクレームは簡潔で明快なものでなければならず、かつ明細書の記載内容を超えてはならない。

(IV) 明細書の要約

これは公開の目的のためにのみ用いられるもので、技術情報の1つの要素として役立たせられる。

第48条

特許出願を分割しなければならない場合、出願人は、各出願につき必要な明細書、クレーム及び図面を提出しなければならない。ただし、当初の出願時に提出された優先権主張に関する書類及びその翻訳文、並びに該当する場合、譲渡証書及び委任状については改めて提出する必要はない。提出する図面及び明細書は、如何なる点でも、原出願において言及する発明を変更するものであってはならない。

第49条

出願の内容が出願した保護方式と一致していないと思われる時は、出願人は特許出願を実用新案若しくは意匠の登録の出願に変更することができ、またその逆も可能である。

上記の出願変更は、出願が放棄されていないことを条件に、出願日後3月以内若しくは産業財産庁が出願人に出席変更を要求する日から3月以内になされなければならない。出願人が産業財産庁の認める期間内に出席変更を行わない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第50条

特許出願がなされると、産業財産庁は、書類の方式審査を行うと共に同庁において必要と認める詳細若しくは明確化のための追加資料を求めまた脱漏の補完を求めることができる。出願人が、このような産業財産庁の要求を2月以内に満たさない場合は当該出願は放棄されたものとみなされる。

第51条 [廃止]

第52条

係属中の特許出願は、出願日又は該当する場合は承認された優先日から18月が経過した後できるだけ早く公開される。出願人の請求がある場合は、この期間が経過する前でも出願は公開される。

第53条

特許出願が公開されかつ必要手数料が納付されると、産業財産庁は、第16条に定める条件が満たされているか否か、又は当該発明が第16条及び第19条に規定する事由の何れかに該当するか否かを決定するために発明の実体審査を行う。

実体審査を行うために適当と判断する場合、産業財産庁は専門国立機関に技術上の援助を要請することができる。

第 54 条

産業財産庁は、外国特許庁による実体審査若しくはそれに相当するものによる認定、場合によってはそのような外国特許庁の与えた特許証の写しを受け入れ若しくは要求することができる。

第 55 条

次の場合、産業財産庁は、出願人に対して、外国特許庁によってなされた調査若しくは審査に関するものを含め必要と考えられる追加的又は補足的な情報又は書類を 2 月以内に提出することによって、クレーム、明細書若しくは図面を補正し又は適切な明確化を行うよう出願人に書面で要求することができる。

(I) 実体審査のために必要であると産業財産庁において判断する場合

(II) 実体審査中若しくは実体審査の結果として、出願において特定された発明が特許要件を充足していないこと又は第 16 条及び第 19 条に規定する事由の何れかに該当することが明らかになった場合

本条に規定する期間内に、出願人が産業財産庁による要求に応じない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第 55 条の 2

第 50 条及び第 55 条に規定される要求に応じて又は出願人の自発的行為によって提出される書類には、全体としての原出願に含まれるものを超える範囲の材料又はクレームを追加的に含ませることはできない。

自発的な補正は、第 56 条及び第 57 条に規定する特許付与の相当性若しくはその拒絶の決定が発せられるまでの間に限り行うことができる。

第 56 条

産業財産庁が特許付与を拒絶する場合、同庁はその決定の法的根拠及び理由を書面で出願人に通知する。

第 57 条

特許付与が相当との判定に至った場合、産業財産庁は、2 月以内に公告のために必要な要件を充足しかつ特許証発行のために必要な手数料の納付証を同庁に提出するよう書面で出願人に通知する。出願人がその期間内に上記の要求を満たさない場合、出願は放棄されたものとみなされる。

第 58 条

第 44 条、第 50 条、第 55 条及び第 57 条の各規定で定める要求の充足に関し、関係人はその請求の有無に拘らず 2 月の追加期間を与えられる。ただし、要求充足から 1 月以内に所定手数料を納付しなければならない。

前段に規定する追加期間は、第 44 条、第 50 条、第 55 条及び第 57 条に定める 2 月の期間の満了日の翌日から起算される。

出願人が当初の 2 月及び本条に定める 2 月の追加期間中に各条に規定する要求を充足しない

場合又は所定手数料の納付証を提出しない場合，当該出願は放棄されたものとみなされる。

第 59 条

産業財産庁は、特許権者に対して、記録及び公的承認として各特許につき特許証を発行する。特許証は明細書、クレーム及び、もしあれば、図面を各 1 部含み、かつ次の情報が記載される。

- (I) 特許番号と分類
- (II) 特許証が発行された者の名称及び住所
- (III) 発明者の名称
- (IV) 出願日、承認された優先日、及び特許証発行日
- (V) 発明の名称
- (VI) 特許期間

第 60 条

特許が付与された場合、産業財産庁は官報において当該特許を公告する。公告には第 47 条 (IV) 及び第 59 条に規定する情報を含める。

第 61 条

付与された特許の本文又は図面の変更は、次の場合に限り許される。

- (I) 方式の明白な誤りの訂正
 - (II) クレームの範囲の限定
- 当該変更が認められた場合は、官報で公示される。

第 VI 章 ライセンス許諾及び権利の譲渡

第 62 条

特許若しくは登録により与えられる権利、及び係属中の出願から生じる権利は、一般の法令に定める条件と方法の下に権利の全部又は一部を担保に供しまた譲渡することができる。権利の譲渡を第三者に対抗するには、それを産業財産庁に登録しなければならない。2 つ以上の係属中出願又は 2 つ以上の特許若しくは登録の所有権の譲渡人と譲受人が各譲渡を通して同一である場合は、そのような複数譲渡の登録は 1 個の申請によって求めることができる。ただし、申請人は譲渡の記載を求める出願、特許又は登録を個別に明示しなければならない。また、関係する出願、特許又は登録の数に応じた所定の手数料が納付されなければならない。

第 63 条

特許若しくは登録の所有者は、契約に基づき、それらをライセンスすることができる。ライセンスを第三者に対抗するには、それらを産業財産庁に登録しなければならない。2 つ以上の係属中の出願又は 2 つ以上の特許若しくは登録についての権利のライセンス許諾の登録をしようとする実施許諾者及び実施権者が各事件において同一である場合は、単一の申請で提出することができる。ただし、申請人は登録の記載がなされる出願、特許又は登録を個別に明示しなければならない。また、関係する出願、特許又は登録の数に応じた適正な

手数料が納付されなければならない。

第 64 条

特許，登録，ライセンス又は担保権の移転を産業財産庁に登録するには，本法に基づく規則に定める方法による申請を行うことで足る。

第 65 条

次に掲げる場合は，ライセンス登録の取消原因となる。

- (I) 特許権者若しくは登録権者と実施権者が共同で申請する場合
- (II) 特許若しくは登録が無効であると宣言されたか又はそれらの存続期間が満了した場合
- (III) [廃止]
- (IV) その旨の裁判所の命令が出された場合

第 66 条

ライセンスは，対象である特許若しくは登録の存続期間が満了している場合又はそれら権利の存続期間が特許若しくは登録の存続期間よりも長い場合は登録されない。

第 67 条

別段の定がある場合を除いて，ライセンスの付与は当該特許若しくは登録の特許権者若しくは登録権者が他の者にライセンスを付与したりまた同時に自ら特許を実施することを妨げるものではない。

第 68 条

ライセンスを付与され産業財産庁に登録された者は，別段の規定がある場合を除いて，自己の特許権者であると同様に当該特許権を防衛するために訴訟を提起することができる。

第 69 条

ライセンスを付与され産業財産庁への登録を得た者による特許の実施は，強制実施の場合を除いて，特許権者による実施とみなされる。

第 70 条

発明が適正な理由なく実施されていない場合，特許付与の日から 3 年間又は出願日から 4 年間のどちらか遅い方が経過した後，何人も当該発明の強制ライセンスを求める申請を産業財産庁に対して行うことができる。

特許権者又は契約による実施権者が特許物又は特許方法によって得られた物を輸入している場合は，強制ライセンス付与の理由は存在しない。

第 71 条

強制ライセンスの申請を行う者は何人も，特許発明を有効に実施するに足る技術的及び経済的能力を有していなければならない。

第 72 条

最初の強制ライセンス付与に先だち、産業財産庁は、特許権者に対して、当該特許権者への直接的通知の日から 1 年以内に当該特許を実施する機会を与えるものとする。その期間が経過した場合、産業財産庁は当事者の聴聞を行った後、強制ライセンス付与についての決定を行う。強制ライセンスを付与する場合、同庁はその存続期間、条件及び範囲、並びに特許権者に支払うべき実施料の額を決定する。

強制ライセンスが既に与えられている特許について別の強制ライセンスの申請がなされた場合、既存の強制実施権者に対する通知及び聴聞が行われる。

第 73 条

最初の強制ライセンス付与の日から 2 年間に経過した時点で、当該強制ライセンスの付与によっても特許権者による特許不実施が解消されておらずかつ当該特許権者が産業財産庁において正当とみなせる不実施の理由を証明しない場合、同庁は当該特許消滅の行政的宣言を発することができる。

強制実施権者の実施料支払義務は、特許が無効とされ若しくは存続期間が満了するか、又は本法に定めるその他の事由がある場合終了する。

第 74 条

状況が要請する場合又は、特に、特許権者が強制ライセンスの条件よりも有利な条件で契約によるライセンスを与えた場合、産業財産庁は、特許権者若しくは強制実施権者の要請により強制ライセンス条件の改訂を命じることができる。産業財産庁が強制ライセンス条件の改訂を行うには事前に当事者の聴聞を行わなければならない。

第 75 条

強制実施権者は、ライセンス付与の日から 2 年以内に特許の実施を開始しなければならない。この要件に従わない場合、産業財産庁は、同庁において不実施に正当な理由があると判断する場合を除いて、特許権者の請求又は職権により当該ライセンスを取り消すことができる。

第 76 条

強制ライセンスは非独占的とする。強制実施権者は、産業財産庁の承認がありかつ当該特許が使用される関係生産設備と共に移転する場合に限って、ライセンスを譲渡することができる。

第 77 条

国家の危機若しくは安全上の考慮を理由としかつそのような理由が存在する限りにおいて、産業財産庁は、公共の利益に関係する一定の特許ライセンスが与えられなければ主要な商品及びサービスの生産やそれらの公衆への供給及び分配が妨げられ、害され又は価額上昇をもたらすと判断する場合、そのような特許を実施することができる旨の宣言を公報において発するものとする。

第 72 条第 2 段落に規定する手続は上記のライセンス付与の場合に準用される。このライセンスは、性質上、非独占的でありかつ譲渡性を有するものではない。

第 VII 章 特許及び登録の無効及び消滅

第 78 条

特許及び登録は、次に掲げる場合は無効とする。

(I) 特許又は登録が特許付与若しくは実用新案又は意匠登録の要件規定に違反して与えられた場合

この点に関し、特許付与若しくは登録に関する要件を定めている規定は、第 16 条、第 19 条、第 27 条、第 31 条及び第 47 条である。

(II) 特許若しくは登録が、その時点で効力を有している他の法律規定に反して与えられた場合

本号に基づいて特許若しくは登録の無効を主張する訴は、当該特許若しくは登録の出願人の人格代表者についての瑕疵に基づくものであってはならない。

(III) 審査の過程において当該出願が放棄された場合

(IV) 特許付与若しくは登録に重大な錯誤又は過失による瑕疵があった場合、又は特許若しくは登録がそれらを受ける資格のない者に与えられた場合

(I) 及び (II) に基づき特許若しくは登録の無効を主張する訴はいつでも提起することができる。他方、(III) 及び (IV) に定める事由に基づく無効の訴は、官報における特許若しくは登録の公告が発効した日から 5 年以内に提起されなければならない。

無効が複数クレーム中の 1 つ若しくは数個、又は 1 つのクレームの一部にのみ関わる場合は、無効の宣言は関係するクレーム若しくはクレームの一部についてのみ発することができる。

無効の宣言は、該当するクレームの指定若しくは限定の形で行うことができる。

第 79 条

無効の宣言は、本法の定めるところに従い、産業財産庁が職権で又は個人若しくは、連邦政府が利害関係を有する特定の場合は、連邦検察官の請求により行政命令として発せられる。

無効の宣言は、出願日に遡って関係の特許若しくは登録の効力を失わせる。

第 80 条

次に掲げる場合、特許若しくは登録は消滅し、それらによる権利は公共の財産となる。

(I) 存続期間の満了

(II) 特許若しくは登録の権利を維持するために納付すべき手数料が所定期限内に支払われず、かつ当該期限満了後認められる 6 月の猶予期間内にも納付されない場合

(III) 第 73 条に規定する場合

時の経過のみによる消滅の場合には、産業財産庁による行政的宣言は要求されない。

第 81 条

手数料が適時に納付されなかったことにより特許若しくは登録が消滅した場合は、第 80 条

(II) に規定される猶予期間に続く 6 月内に回復申請を行い、かつ、未納付手数料を追加料金と共に納付することによって、当該特許若しくは登録の回復を得ることができる。

第 III 部 業務上の秘密

第 82 条

自然人若しくは法人が保有し、秘密性を有し、かつ、経済活動を行う上での第三者に対する競争上又は経済上の利益を確保若しくは維持することに関連する産業上の利用可能性を有する情報で、それに関して当該自然人若しくは法人が利用を制限し秘密性を維持する十分な手段若しくはシステムを採用しているものは業務上の秘密とみなす。

業務上の秘密を構成する情報は、物の性質、特性又は目的、生産の方法若しくは過程、又は物を配給若しくは販売し又はサービスを提供する方法若しくは手段に関するものでなければならない。

公共の財産である情報、従来知られている情報に基づき当該分野の熟練技術者にとって明らかな情報、及び法律の規定若しくは裁判所の命令によって開示を必要とする情報は業務上の秘密とはみなされない。業務上の秘密として所有する者によって官庁に提出される情報は、それが免許、許可、認可、登録、その他公的書類取得のために提出される場合は、公共の財産とみなされずまた法律の規定によって開示されるものともみなされない。

第 83 条

第 82 条に規定する情報は、書類、電子若しくは磁気媒体、光学ディスク、マイクロフィルム、フィルム、又はその他類似の情報媒体で構成されるものでなければならない。

第 84 条

業務上の秘密を保有する者は、第三者に対して当該秘密情報を譲渡し又は使用を許諾することができる。使用を許諾された者は、如何なる手段かを問わず当該秘密情報を他の者に開示してはならない。

ノウハウ、技術援助、及び基本的若しくは詳細エンジニアリングを提供する契約は提供されるサービスの一部を構成するべき業務上の秘密を保護する守秘条項を含むものとし、かつ当該条項は秘密として扱われるべき要素を特定しなければならない。

第 85 条

職種、雇用内容、業務若しくは地位、職業慣行、又は企業関係行為に基づき、秘密情報であることを告知された業務上の秘密に接する者は、正当な事由がありかつ当該秘密の所有者若しくはその使用権者の同意がある場合を除いて、その秘密を開示してはならない。

第 86 条

他の自然人若しくは法人から業務上の秘密を取得する目的の下に、その自然人若しくは法人のために現在働いているか過去に働いたことのある労働者を、又はその自然人若しくは法人のために現在サービスを提供しているか過去に提供したことのある専門家、アドバイザー若しくはコンサルタントを雇用する自然人若しくは法人は、当該他の自然人若しくは法人に生じた損害について賠償義務を負う。

業務上の秘密を構成する情報を違法な手段により取得した自然人若しくは法人も、同様に損害賠償義務を負う。

第 86 条の 2

新しい化学合成物を使用する医薬品若しくは農薬の効果と安全性を決定するために特別法によって要求される情報は、メキシコが当事国となっている国際条約との関係で保護される。

第 86 条の 2(1)

何らかの司法若しくは行政上の手続に関係する当事者中のある者が業務上の秘密を開示することを要求される場合、審理を行う当該司法若しくは行政当局は紛争に関係のない第三者にその秘密が漏洩することのないよう必要な措置を取るものとする。

利害関係のない者は、如何なる場合も、前段に規定する業務上の秘密を開示若しくは利用してはならない。

第 IV 部 商標，広告スローガン及び商号

第 I 章 商標

第 87 条

生産業者，取引業者及びサービス提供業者は，その遂行する事業，取引又はサービス提供において商標を使用することができる。ただし，商標を排他的に使用するには産業財産庁への登録を必要とする。

第 88 条

商標とは，提供する商品若しくはサービスを市場における同種又は同範疇の他の商品若しくはサービスと区別する視覚的な標識を言う。

第 89 条

次に掲げる標識は商標として認められる。

- (I) 十分に顕著性を有し，それが付されている又は付される予定である商品若しくはサービスを同種若しくは同範疇の他の商品若しくはサービスから区別することを可能とする視覚的な名称及び図形
- (II) 立体の形状
- (III) 商号及び団体名若しくは企業名。ただし，第 90 条に該当するものは除く。
- (IV) 自然人の固有名。ただし，登録商標又は公示されている商号と同じものは除く。

第 90 条

次に掲げるものは商標として登録することができない。

- (I) 視覚的であっても動きで表現される，立体の動的若しくは変容的な名称，図形又は形状
- (II) 商標の保護が求められる商品又はサービスの技術的若しくは普通に用いられる名称，及び日常の用語や営業慣行により当該商品若しくはサービスの普通名又は一般的呼称となっている言葉
- (III) 公共の財産である又は一般公衆の利用できるものとなっている立体の形状，他との区別を容易とする独自性を欠く立体の形状，及び商品の普通若しくは日常的な形状又は性質若しくは工業的機能によって定まる形状
- (IV) 特質を全体として判断する時，商標保護を与えようとしている商品若しくはサービスを説明する全体のもものと認められる立体の名称，図形若しくは形状。これらは，取引において，商品の種類，品質，数量，構成，用途，価格，原産地名称又は生産時期を特定する機能を果たす説明的若しくは指示的な用語を含む。
- (V) 互いに孤立した文字，数字又は色彩。ただし，それらがそれらに特別顕著性を与える働きをする符号，図形若しくは名称等の要素と結合しているか又はそれらを伴っている場合は別とする。
- (VI) 他の言語への翻訳文であって，登録できない言葉についての恣意的に変更した綴り又は人工的な構成

(VII) 承認を得ることなく外国，メキシコ国，地方自治体その他の行政主体の紋章，旗若しくは記章を複製又は模倣した標識，及び政府系若しくは非政府系の国際組織その他公認された組織の通称を含む全称若しくは略称，標章，又は紋章

(VIII) 所轄官署の許可なくメキシコ国で採用する管理若しくは保証用の公的標識若しくは公印を複製又は模倣した標識，又は硬貨，銀行券，記念硬貨その他メキシコ国内若しくは外国の法貨を複製若しくは模倣した標識

(IX) 公認の博覧会，物産展，集会，文化行事又はスポーツ大会において授与される勲章，メダルその他の賞の名称又は図式表示を複製又は模倣する標識

(X) 固有又は普通の地理学上の名称及び地図，さらには国を示す名詞又は形容詞で，商品又はサービスの出所を表示しそのような出所に関する混同若しくは誤認を生じさせる可能性があるもの

(XI) ある商品の製造で知られている都市若しくは場所の名称で，それら商品を保護するためにつけられているもの。ただし，特異性がありかつ混同の虞がない私有地の名称で，その所有者の同意が得られているものは除く。

(XII) 人の名称，筆名，署名及び肖像で，その人若しくは，その人が故人である場合は，その生存配偶者，直系血族及び養子孫さらには傍系親族(共に4親等後までの)の同意を得ていないもの

(XIII) 知的若しくは芸術的作品の表題，定期刊行物その他の出版物の表題，想像上若しくは象徴的キャラクター又は実在人肖像の名称，芸名，及び演芸グループの名称で，対応する権利の所有者からそれらの登録についての明示の承認を得ていないもの

(XIV) 公衆を欺き又は誤認させる虞のある立体の名称，図形又は形状であって，保護しようとする商品若しくはサービスの性質，構成成分又は品質についての虚偽表示を構成すると理解されるもの

(XV) 商品若しくはサービスに使用されるものとしてメキシコでよく知られていると産業財産庁が判断する標章と同一若しくは類似した立体の名称，図形又は形状。

自己の商品若しくはサービスに関してある標章を使用する者によるメキシコ若しくは外国での事業活動の結果として一般公衆又はメキシコの業界の相当の範囲が当該標章を認識している場合，その標章はメキシコでよく知られているとみなされる。この知識には，商品若しくはサービスの宣伝又は広告活動の結果として当該標章についてメキシコ国内で所有されている知識も含む。

標章の周知性を証明するには，本法で認められるあらゆる形態の証拠を使用することができる。

本号による禁止は，商標登録の出願人による当該標章の使用によってその出願人と周知標章の所有者との混同若しくは提携関係の誤認を生じさせる虞がある場合，及びその使用が周知標章の信頼性を害する虞があるあらゆる場合に適用される。ただし，登録出願人が周知標章の所有者である場合は除く。

(XVI) 先に出願がなされ登録を待っているか又は既に登録されて効力を有する別の商標と同一若しくは混同させる程に類似しており，かつ同一若しくは類似する商品又はサービスに使用される標章。ただし，既に登録されているものと同じの標章であっても，類似の商品若しくはサービスへの使用のために同一所有者によって出願される場合は除く。

(XVII) 当該商標によって保護しようとする商品若しくはサービスの製造若しくは販売又は

提供を主たる業務とする会社又は工業，商業若しくはサービスの事業所によって使用される商号で，当該商標の登録出願日又は最初の使用の宣誓日より前に使用されているものと同一若しくは混同させる程に類似している標章。ただし，この規定は，当該商号の所有者による商標登録出願の場合には，同一の商号が他の者によって公示されていない限り適用されない。

第 91 条

次の場合には，登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する標章は，事業所又は法人の商号若しくは団体名又は企業名として又はその一部として使用することはできない。

(I) 当該事業所若しくは法人が当該商標が使用される対象と同一若しくは類似した商品若しくはサービスの生産，輸入又は販売に従事し，かつ

(II) 当該商標の商標権者若しくはその他の権限者による書面上の同意を得ていない場合。
上記に違反した場合は，登録商標若しくは登録商標と混同させる程に類似した標章を商号若しくは団体名又は企業名から除去し，かつ，損害賠償を請求される可能性があるほか，本法に定める独自の制裁の対象となる。

本条の規定は，登録商標の出願日又はその最初の使用の宣誓日より前に上記の標章を組み入れている商号及び団体名若しくは企業名については適用しない。

第 92 条

商標の登録は，次に掲げる者には対抗力を有していない。

(I) メキシコの領土内において同一若しくは類似の商品若しくはサービスのために同一若しくは混同させる程に類似する標章を誠実に使用する第三者で，その使用を当該商標の出願日若しくは最初の使用の宣誓日より前に平穩に開始している者。そのような第三者は，当該商標登録の公示日から 3 年以内に自己の使用している標章の商標登録出願を行うことができる。ただし，あらかじめ当該商標の無効宣言を申請しその宣言を得ておく必要がある。

(II) 登録商標が使用される商品を，それが当該商標の商標権者又はその使用権者によって合法的に市場に導入された後に，販売，配給，取得若しくは使用する者
上記の行為は，本法に基づく規則の適用を条件として，メキシコ国内での使用，配給又は販売のために行われる登録商標使用対象たる適法な商品の輸入も含むものとする。

(III) 自然人と法人とを問わず，自己の名称又は団体名若しくは企業名をその生産若しくは販売する商品，提供するサービス，又は運営する企業の名称として，又は自己の商号の一部として使用する者。ただし，そのような名称が係属的な形で使用され，かつ商標としての登録若しくは商号としての公示がなされている同音語と明確に区別できる特性を有することを条件とする。

本条に規定する行為は何れも，本法の意味での行政上の法規違反及び犯罪を構成しない。

第 93 条

商標は，本法に基づく規則に規定される分類に従い，特定の商品若しくはサービスに関して登録される。

ある商品若しくはサービスがどの類に属するかは，最終的には産業財産庁によって決定される。

第 94 条

ある商標が一旦登録されると、その保護対象としての商品若しくはサービスの数は、同一類に属するものについても増やすことはできない。ただし、対象の商品若しくはサービスの数を縮減することは、要請のある毎に可能である。

登録商標をもって新たに商品若しくはサービスを保護するには、新規に登録を得なければならない。

第 95 条

商標登録の存続期間は出願日から 10 年とし、同一の存続期間で何回も更新することができる。

第 11 章 団体標章

第 96 条

合法的に結成された生産者、製造者、取引業者又はサービス業者の組織又は団体は、その構成員の商品若しくはサービスを市場において第三者の商品若しくはサービスと識別するために団体標章の登録を出願することができる。

第 97 条

団体標章についての使用規則が、団体標章登録の出願に際して提出されなければならない。

第 98 条

団体標章は第三者に譲渡することはできず、その使用は当該団体の一員にのみ留保される。特別の規定がある場合を除いて、団体標章に関する法規制は商標に関する本法の規定によって行われる。

第 111 章 広告スローガン

第 99 条

広告スローガンを使用する排他的権利は、それらを産業財産庁に登録することによって取得される。

第 100 条

商業、工業若しくはサービスの事業所若しくは企業又は商品又はサービスを、他の同種のものと同様に公衆に知らせることを目的とする文章若しくは表現は広告スローガンとみなされる。

第 101 条

広告スローガンの目的が商品若しくはサービスを宣伝することである場合は、広告スローガンの登録出願においてそれら商品若しくはサービスを特定しなければならない。

第 102 条

広告スローガンの目的が、如何なる種類であれ事業所若しくは企業の宣伝である場合は、それは本法に基づく登録について規定される分類中の特別の補助分類に属するものとみなされる。そのような場合、当該登録は、商品若しくはサービスについては、たとえそれらが当該事業所若しくは企業に関係するものであっても、保護の効力を有していない。

第 103 条

広告スローガン登録の存続期間は出願日から 10 年とし、同一の存続期間で何回も更新することができる。

第 104 条

特別の規定がある場合を除いて、広告スローガンに関する法規制は商標についての本法の規定によって行われる。

第 IV 章 商号

第 105 条

工業、商業又はサービス業の会社若しくは事業所の商号及びそれらを使用する排他的権利は、登録を要求されることなく保護される。その保護は、会社若しくは事業所が商号を使用する現実の顧客が存在する地理的地域を対象とし、もし商号が全国的レベルで広く持続的に使用される場合は、保護は共和国全体に及ぶ。

第 106 条

商号を使用する者は、官報での公示を産業財産庁に申請することができる。そのような公示がなされると、当該商号の採用と使用が善意になされているとの推定の効果が生じる。

第 107 条

産業財産庁への商号公示の申請は、一定の企業領域における当該商号の有効な使用を証明する書類を添えて書面で行わなければならない。

第 108 条

申請が受理され法定要件が満たされると、当該企業領域で使用されるものであって現在登録申請が係属中か又は既に公示済みである同一若しくは混同させる程に類似的な商号が存在していないか、さらに申請人たる会社若しくは事業所の主たる事業に関係した同一若しくは類似の商品又はサービスを保護するもので現在公示申請が係属中か又は既に公示済みである同一若しくは混同させる程に類似的な商標が存在していないかを判定するための実体審査が行われる。それらが不存在と判定されると、公示手続が進められる。

第 109 条

申請人たる会社若しくは事業所を同種事業の他の実在体から識別する要素を欠く商号、及び第 90 条の規定に抵触する商号は公示されない。

第 110 条

商号の公示は申請日から 10 年間効力を存続し、同一の存続期間で何回も更新することができる。更新されない場合、公示の効力は消滅する。

第 111 条

別段の規定がなされない限り、会社若しくは事業所が譲渡された場合、その商号を使用する排他的権利も共に移転する。

第 112 条

特別の規定がある場合を除いて、商号に関する法規制は商標についての本法の規定によって行われる。

第 V 章 商標の登録

第 113 条

商標の登録のためには、次の事項を記載した願書を産業財産庁に提出しなければならない。

- (I) 出願人の名称、国籍及び住所
- (II) 商標を構成する識別性ある標識。これが言語的要素を体現したのか又はそのような要素を含んでいないか、立体のものか、それらの混在的なものを明示する必要がある。
- (III) 当該商標が最初に使用された日(これは後に訂正することはできない。)、又はそれが未だ使用されたものでないことの記載。何らの記載もされていない場合は、当該商標は未だ使用されていないものとみなされる。
- (IV) 当該商標が使用される商品若しくはサービス
- (V) 本法に基づく規則で定められる他の一切の事項

第 114 条

商標登録の願書には、出願の処理、登録及び登録証の発行についての手数料納付の証明書、並びに商標の見本(言語的要素を有していない商標、立体の商標、又はそれらの混在した商標の場合)を添付しなければならない。

第 115 条

願書と共に提出される商標の見本は公衆を欺き又は公衆に誤認を与える語句を含んでいてはならない。出願が言語的要素を含まない商標又は立体の商標の保護を求めるものである場合は、当該願書に伴う見本には商標を構成する又は構成する可能性のある語句を含んではならない。ただし、その趣旨の明示の留保がなされている場合は別とする。

第 116 条

商標登録の出願が複数の者の名でなされる場合は、当該商標の使用とライセンス許諾及び当該商標権の譲渡についての出願人間の合意書が願書と共に提出されなければならない。

第 117 条

商標登録の出願が、国際条約に規定された期間内に又は、そのような期間の規定がない場合には、他の国での出願日から 6 月以内にメキシコでなされた場合、最初の出願国での出願日が優先日と認められる。

第 118 条

第 117 条に規定される優先日が認められるためには、次に掲げる要件が満たされる必要がある。

(I) 登録出願時に、優先権を主張しかつ原出願国を明示し原出願国での出願についての証拠を提出すること

(II) メキシコでの出願において、外国での出願に係わる商品及びサービスを超越のものについての優先権主張は認められない。そのような主張がなされた場合は、優先権は原出願国での出願において記載された商品及びサービスについてのみ優先権が認められる。

(III) 国際条約、本法及び本法に基づく規則に定める要件が、出願日から 3 月以内に満たされること

(IV) [廃止]

第 119 条

願書が受理されると、本法及び本法に基づく規則に定める要件が満たされているか否かについて、願書及び付属の書類についての方式審査が行われる。

第 120 条 [廃止]

第 121 条

出願時において第 113 条(I)、(II)及び(IV)、第 114 条、第 179 条並びに第 180 条の要件が満たされている場合、その日が出願日となる。出願時にそれら規定の要件が充足されていない場合は、所定期間内にそれらが補正された日が出願日とみなされる。

出願日は複数出願間の優先性を決定する。

本法に基づく規則において、出願その他の書類を産業財産庁に提出する別段の手段を定めることができる。

第 122 条

方式についての審査が完了し次第、当該商標が本法による登録を受ける適格を有するか否かを判定するための実体審査が行われる。

願書又は付属書類が法律若しくは規則による要件を満たしていない場合、又は当該商標登録についての障害又は事前行為がある場合、産業財産庁は、その旨を書面を出願人に通知すると共に、2 月の猶予期間を与えてそのような誤り若しくは遺漏を補正し、また該当の障害や事前行為に関し出願人の最善の利益に資する表明を行うよう促すものとする。出願人が与えられた期間内に補正その他適切な対応を行わない場合は、当該出願は放棄されたものとみなされる。

第 122 条の 2

出願人は、第 122 条の期間が経過した場合でも、定められた手数料を所定期間内に納付することを条件として、請求の必要なく、同条に規定する要件を満たすべき 2 月の猶予期間を追加的に与えられる。当該追加期間は、第 122 条に規定する 2 月の期間の満了日の翌日から起算される。

出願人が、当初の猶予期間及び本条に定める追加猶予期間内に所定要件を充足しない場合、又は所定の手数料を納付しない場合、当該登録出願は放棄されたものとみなされる。

第 123 条

登録への法的障害を補正するための期間内に産業財産庁の指示に従い、出願人が当該商標を修正若しくは変更した場合、その商標について改めて審査が行われる。ただし、出願人が、修正若しくは変更した商標についての手数料を納付すると共に第 113 条及び第 114 条並びに本法に基づく規則の該当規定の要件を充足することを条件とする。そのような場合、更新手続が申請された日を出願日とする。

第 124 条

障害が同一の若しくは混同させる程に類似する商標の 1 若しくは複数の登録に係わる場合で当該登録の無効若しくは取消の手続が請求により又は職権により係属している場合、産業財産庁は、当該手続における決定が下されるまで出願の処理を停止するものとする。

第 125 条

出願の審査が進み法律及び規則上の要件の充足が確認されると、登録証が発行される。産業財産庁が商標の登録を拒否する場合、同庁はその旨を出願人に書面で通知し、その決定の基礎となる理由と法的根拠を述べるものとする。

第 126 条

産業財産庁は、登録の証拠として各商標について登録証を発行する。登録証には当該商標の見本が付されると共に、次に掲げる事項が記載される。

- (I) 商標の登録番号
- (II) 商標を構成する識別性ある標識。当該標識は言語的か、非言語的か、立体形状のものか、又はそれらの混合したものが明示される。
- (III) 商標が使用される商品若しくはサービス
- (IV) 商標権者の名称及び住所
- (V) 該当する場合、事業所の所在地
- (VI) 出願日、承認された優先日、あれば最初の使用日、及び登録証発行日
- (VII) 商標の存続期間

第 127 条

商標の登録及びその更新の決定は、官報によって公示される。

第 128 条

商標は、登録された形状で又はそれに特別顕著性を与えている特徴を変えない限度で変更した形状で、国内において使用されるものとする。

第 129 条

産業財産庁は、特定の商品若しくはサービスについて商標の登録と使用を義務的なものとし、また次に掲げる場合には、職権で若しくは代理機関の請求により、登録されたものと否とを問わず商標の使用を禁止若しくは規制することができる。

(I) 当該商標の使用が、特定の商品若しくはサービスの生産、流通若しくは販売に重大な歪みを生じさせる独占的若しくは寡占的な産業慣行又は不正競争に関連する要素となっている場合

(II) 当該商標の使用が、商品及びサービスの効率的な流通、生産若しくは販売を妨げる場合

(III) 当該商標の使用が、国家の緊急事態において、また、そのような状況の存する限りにおいて主要な商品又はサービスの生産及び供給及びそれらの公衆への配分の阻害若しくはコスト増大をもたらす場合

産業財産庁による前記の宣言は公報で公示される。

第 130 条

登録された商標がその対象である商品若しくはサービスについて 3 年間係属して使用されない場合、登録抹消の原因となる。ただし、当該商標の商標権者又はその使用権者がそれについての行政的登録抹消宣言の請求がなされた日の前 3 年以内に当該商標を使用している場合、又は当該商標の対象である商品又はサービスに適用される輸入制限その他の行政規制を含め商標権者の支配を超える当該商標使用の障害が商標不使用の理由である場合は除く。

第 131 条

「登録商標」の表示、M.R. の文字及び円で囲んだ R の文字は、登録商標の対象とされている商品又はサービスについてのみ使用することができる。

第 132 条 [廃止]

第 133 条

商標登録の更新出願は、その存続期間満了の 6 月前までに商標権者によってなされなければならない。ただし、この規定に拘らず、産業財産庁は登録の存続期間満了後 6 月以内になされた更新出願を取り扱う。その期間内に更新出願がなされない場合、当該商標登録は消滅する。

第 134 条

商標登録の更新出願は、関係人が所定手数料の納付証を提出しかつ当該商標の対象である商品若しくはサービスの少なくとも 1 つについて同人が当該商標を使用したことを証明する宣誓表明を書面で行う場合にのみ審査される。ただし、そのような使用は第 130 条に定める期間以上の期間、正当な理由なしに停止されてはならない。

第 135 条

複数の商品若しくはサービスを保護するために 1 個の商標が登録されている場合、商標使用が効力を維持しかつ登録全体の利益を享受するにはそれら商品若しくはサービスの何れかについて更新の正当化事由が存在すれば足りる。ただし、対応する手数料全額についての納付証が提出されなければならない。

第 VI 章 ライセンス許諾及び権利の譲渡

第 136 条

登録商標若しくは登録出願中の商標の所有者は、契約により、当該商標の対象である商品又はサービスの全部若しくは一部について当該商標のライセンスを 1 又は複数の者に与えることができる。そのようなライセンスを第三者に対抗するためには、当該ライセンスを産業財産庁に登録しなければならない。

第 137 条

商標ライセンスを産業財産庁に登録するための申請の方法は、本法に基づく規則に規定される。

2 つ以上の係属中の出願又は 2 つ以上の登録商標についての権利のライセンス許諾の登録を請求しようとする実施許諾者及び実施権者がこれらすべてにおいて同一である場合は、単一の申請で提出することができる。ただし、申請人は登録の記載がなされる出願又は登録を個別に明示しなければならない。また、関係する出願又は登録の数に応じた手数料が納付されなければならない。

第 138 条

次に掲げる場合は、ライセンス登録の取消原因となる。

- (I) 商標権者と使用権者が共同で申請する場合
- (II) 商標登録の無効、存続期間満了又は取消の場合、又は商標登録の出願が係属中であつたが登録が付与されなかった場合
- (III) 裁判所の取消決定があつた場合

第 139 条

使用権者が販売若しくは提供する商品又はサービスは、商標権者が製造若しくは提供する商品又はサービスと同じ品質を有するものでなければならない。さらに、そのような商品に、又はサービスを提供し若しくはサービス提供契約を行う事業所に、使用権者の名称及び本法に基づく規則の要求するその他の事項を明示する必要がある。

第 140 条

産業財産庁にライセンスを登録された者は、別段の合意がある場合を除いて、あたかも自己が商標権者であると同様、当該商標についての権利を保護するための訴訟を提起することができる。

第 141 条

産業財産庁にライセンスを登録された者による当該商標の使用は、商標権者によってなされたものとみなされる。

第 142 条

ライセンスを与えられた者が商標権者の確立した運用上、商業上若しくは経営上の方法に従って一貫した商品の製造若しくは販売又はサービスの提供を行えるように、かつそのことにより当該商標によって象徴される商品若しくはサービスの独自の品質、名声又は印象が維持されるように商標使用のライセンス許諾と共にノウハウ又は技術援助が提供される場合は、フランチャイズが付与されなければならない。

フランチャイズを付与しようとする者は、フランチャイズ契約の締結に先立ち、フランチャイズ希望者に対し、本法に基づく規則の定めるところに従って自社の状況についての関連情報を提供しなければならない。

本章の規定は、フランチャイズの登録にも適用される。

第 143 条

商標登録の出願によって生じる権利又は登録商標から生じる権利は、一般法規の規定する方法と手続に従い、担保に供し又は譲渡することができる。そのような担保権設定又は譲渡を第三者に対抗するためには、本法に基づく規則に従って産業財産庁に登録しなければならない。

複数の登録商標若しくは登録出願中の商標についての所有権の譲渡の場合に、譲渡人と譲受人がそれら商標の全部について同一である場合、それらの譲渡の登録は1個の申請によって行うことができる。ただし、申請人は譲渡登録がなされるべき登録商標又は出願中商標を個別的に明示しなければならない。上記の場合、関係の登録商標又は出願中の商標の数に応じた手数料を支払う必要がある。

第 144 条

法人が合併される場合、別段の合意がある場合を除いて、すべての商標権が譲渡されるものと理解される。

第 145 条

商標の譲渡との関係で、同一所有者の有する複数の登録商標は、それらが同一であり類似の商品若しくはサービスを保護する場合又は混同させる程に類似しておりかつ同一若しくは類似の商品又はサービスに使用される場合、連合しているものとみなされる。

第 146 条

複数の連合商標の所有者が、それら商標の1つが当該商標の対象である商品若しくはサービスに関して他の者によって使用されても混乱を生じる虞がないと判断する場合、当該所有者はその商標に関して連合の解除を申請することができる。産業財産庁は、これについて適切な最終決定を行う。

第 147 条

連合商標の譲渡は、それら連合商標のすべてが同一人に譲渡される場合に限って登録されるものとする。

第 148 条

転々譲渡されたがそれら譲渡の登録がなされていない登録商標若しくは登録出願中の商標についての譲渡登録が求められた場合、その譲渡に先行する未登録譲渡も同様に産業財産庁に登録される。

第 149 条 [廃止]

第 150 条

商標の登録が効力を有していない場合、産業財産庁は、当該商標についてのライセンスの設定又は商標から生じる権利の譲渡の登録を拒否する。

第 VII 章 登録の無効、消滅及び取消

第 151 条

商標登録は、次に掲げる場合、無効とする。

(I) 登録が、本法若しくは登録時に効力を有していた他の法規定に違反して付与された場合
本号の規定に拘らず、商標登録無効訴訟は、当該登録の出願人の人格代表者の不存在を理由として提起することはできない。

(II) 登録商標がその登録出願日前にメキシコ又は外国で同一若しくは類似の商品又はサービスに関して使用されていたものと同一若しくは混同させる程に類似する場合
ただし、そのような先使用による優先的権利を主張する者が当該登録の出願日又は、該当する場合は、当該登録を受けた者による最初の使用日より前にその商標を係属的に使用していたことを証明しなければならない。

(III) 願書に記載された虚偽の事由に基づいて登録が付与された場合

(IV) 登録が、錯誤、過誤又は判断違いによって付与され、それが同一若しくは類似の商品又はサービスに使用される同一若しくは混同させる程に類似する商標についての登録であるために既存の別の登録商標が侵害されると考えられる場合

(V) 外国で登録されている商標の商標権者の代理人、代表者、使用権者又は配給者が、当該商標若しくはそれと混同させる程に類似する商標の登録を当該外国登録商標の商標権者の明示の同意を得ることなく自己の名で、出願し登録を得た場合。このような場合、当該登録は悪意でなされたものとみなされる。

本条に基づく無効の訴は官報による当該登録の公示が効力を生じた日から 5 年間提起することができる。ただし、(I)及び(V)に基づく訴訟についてはいつでも提起でき、また(II)に基づく訴訟は上記の日から 3 年以内に提起しなければならない。

第 152 条

商標の登録は、次に掲げる場合に消滅する。

(I) 本法の規定に従い更新されない場合

(II) 商標がその消滅の行政的宣言を求める請求の前3年間に使用されていない場合。ただし、産業財産庁において当該不使用について正当事由が存在すると判断する場合はこの限りでない。

第 153 条

ある登録商標が、商業界の実際においてかつ公衆による当該商標の一般的な使用の中で、使用対象である商品若しくはサービスを識別させる手段としての顕著性を失ってしまうような態様で、その商標権者が当該商標を使用対象である商品若しくはサービスの1又は複数のものを示す一般的名称に変容させ又は他者をしてそうさせた場合、当該商標登録の取消理由となる。

第 154 条

登録商標の所有者は、いつでも、書面により当該登録の取消を求めることができる。産業財産庁は、本法に基づく規則に定める場合には、そのような申請書に付された署名について公証を要求することができる。

第 155 条

産業財産庁は、職権で、当事者の請求で、又は連邦政府の利益に資する場合には連邦検察官の請求により、商標登録の無効、消滅又は取消の行政的宣言を行うことができる。第 152 条 (I) に規定する消滅については、産業財産庁による行政的宣言を必要としない。

第V部 原産地名称

第I章 原産地名称の保護

第156条

原産地名称とは、その国の地理学上の地域の名称であって、当該地域を出所とする産物を表示するために使用され、かつ当該産物の品質及び特性が専ら自然的及び人間的要因を含む当該地域の地理学上の環境に由来するものを意味すると解される。

第157条

本法が原産地名称に対して与える保護は、産業財産庁が発するその趣旨の宣言により開始する。そのような原産地名称の違法な使用は、例えば、「kind」、「type」、「style」又は「imitation」又はその他の類似語のような消費者の心に混同を生じさせ又は不正競争を暗示するような表示を伴う使用を含め、処罰される。

第158条

原産地名称保護の宣言は、職権で、又はそのことに法的利害関係を有することを証明する者の請求によって行われる。次は、本条における法的利害関係を有する者とみなされる。

- (I) 当該原産地名称の対象となる1若しくは複数の製品の抽出、生産又は製造に直接関わる自然人又は法人
- (II) 製造者若しくは生産者の会議所又は協会
- (III) 連邦政府の省庁及び連邦の州政府

第159条

原産地名称保護宣言の出願は、書面で行い、出願人が依拠する証拠を提出し、次に掲げる事項を明示しなければならない。

- (I) 出願人の名称、住所及び国籍。出願人が法人の場合は、その業種及び業務範囲も記載する必要がある。
- (II) 出願人の法的利害関係
- (III) 原産地名称の表示
- (IV) 特徴、構成要素、抽出方法、生産若しくは製造の方法を含め、原産地名称の対象となる1又は複数の完成製品の詳細な説明。当該製品、その抽出方法、生産若しくは製造方法、及び包装若しくは梱包の形態が対象となる通商産業開発省定立の公式基準は、これらが原産地名称と製品の関係を決定する場合には記載しなければならない。
- (V) 原産地名称の対象となる製品が抽出、生産又は製造される1若しくは複数の場所、並びに地理上の特徴及び政治上の区分に適正な考慮を払って記載されるべき原産地領域の境界
- (VI) 名称、製品及び領域の間の関連についての詳細な記述
- (VII) 出願人において必要若しくは関係があると考えられるその他の情報

第160条

産業財産庁が出願を受理し、所定の手数料が納付されると、提出された書類及び情報につい

ての審査が行われる。

提出書類が法的要件を満たしていない又は出願要素の理解と分析にとって不十分であると産業財産庁が判断する場合、出願人は、2月以内に追加資料若しくは明確化のための資料を提出するよう要求される。

出願人が上記期間内に要求に従わない場合、出願は放棄されたものとみなされる。ただし、産業財産庁は、適当と考える場合、本章に基づき職権で当該出願の審査を係属することができる。

第 161 条

提出された書類が法定要件を充足している場合、産業財産庁は公報において出願の抄録を公示する。

職権で手続を始める場合、産業財産庁は、第 159 条(III)から(VII)までに規定する事項の抄録を公報において公示する。

何れの場合においても、産業財産庁は、公示の日から2月の期間を指定して、正当な法的利害関係を有する第三者に意見若しくは異議を述べ、かつ、相当と判断する証拠を提出する機会を与えるものとする。

第 162 条

本章の下では、私的な陳述及び証言を除いてあらゆる種類の証拠が受け入れられる。専門家証言は、産業財産庁又は同庁の指定する者の責任とする。産業財産庁は、保護宣言を行う前いつでも、同庁において相当と判断する調査及び必要と考える資料収集を行うことができる。

第 163 条

第 161 条に定める期間が経過し、調査が行われかつ諸テストが完了した場合は、産業財産庁は適正な決定を行うものとする。

第 164 条

第 163 条の決定が原産地名称に保護を与えるものである場合、産業財産庁は公式の宣言を行い、それを公報で公示する。産業財産庁による原産地名称の宣言は、第 159 条に規定される事項を最終的に確定する。

第 165 条

原産地名称保護宣言の存続期間は当該宣言がなされる根拠事由の存続期間によって決定され、当該存続期間は産業財産庁によってなされる別の宣言によってのみ終了する。

第 166 条

原産地名称保護宣言の条件は、本章に規定する手続により、職権又は関係当事者の申立によりいつでも修正することができる。申立においては第 159 条(I)から(III)までに要求される事項を明示し、かつ要求する修正と修正の根拠を詳細に述べなければならない。

第 167 条

原産地名称の所有者はメキシコ国とする。原産地名称は、産業財産庁の許可がある場合のみ使用することができる。

第 168 条

産業財産庁は、国際条約に従った外国での承認を確保するために、本法に基づき保護宣言がなされた原産地名称の登録を外務省を通じて審査する。

第 II 章 使用許可

第 169 条

原産地名称使用許可の申請は産業財産庁に対して行うものとする。使用許可は、次に掲げる要件を満たす自然人及び法人に与えられる。

- (I) 原産地名称で保護される製品の抽出、生産若しくは製造に直接従事する者であること
- (II) 宣言で特定された領域内で当該活動に従事していること
- (III) 関係製品に適用される関連法に従い通商産業開発省が定める公式基準に従うこと
- (IV) 当該宣言に定めるその他の自然人又は法人

第 170 条

原産地名称使用許可の申請には、本法に基づく規則に規定される諸事項を記載し、かつそのような規則に定める書類を添付しなければならない。

第 171 条

原産地名称使用許可の申請を受け次第、産業財産庁は第 160 条の規定に従って手続を進め、法的要件が満たされている場合は、使用許可を与えるものとする。

第 172 条

原産地名称使用の権利は、その申請が産業財産庁に提出された日から 10 年間存続し、その後も同じ存続期間をもって係属的に更新を受けることができる。

第 173 条

原産地名称の使用者は、宣言に従い所定の保護形態の下に当該名称を使用しなければならない。所定の形態で使用しない場合は、使用許可の取消原因となる。

第 174 条

原産地名称の権限のある使用者は、一般の法令の定めに従って、当該名称使用の権利を譲渡することができる。そのような譲渡は、それが産業財産庁に登録された時から効力を生じる。ただし、産業財産庁の登録を受けるためには、事前に、原産地名称使用の権利の付与に関して本法が定める要件を新使用者が具備していることの証拠が提出されなければならない。

第 175 条

原産地名称の権限のある使用者は、自ら合意書によって当該名称の使用を許可することがで

きる。ただし、その相手方は、使用者の商号を付した製品の配給者若しくは販売者に限られる。そのような合意書は産業財産庁の認可を受ける必要があり、産業財産庁によって登録された時から効力を生じる。

上記の合意書は、その配給者又は販売者が第 169 条(III)及び(IV)並びに本法に基づく規則の要件に従うことを要求する条項を含まなければならない。当該の配給者又は販売者がそのような要求を遵守しない場合は、登録取消の原因となる。

第 176 条

原産地名称の使用者に与えられた許可は、次に掲げる場合には効力を停止する。

(I) 次の何れかの場合における無効

(a) 使用許可が本法の規定に違反して与えられた場合

(b) 使用許可が虚偽の情報若しくは書類に基づいて与えられた場合

(II) 権限ある使用者が保護宣言において指定された方法と異なる態様で原産地名称を使用した場合の取消

(III) 存続期間が満了した場合

第 177 条

無効又は取消の行政的宣言は、職権で、又は関係者若しくは連邦検察官の請求により産業財産庁が発する。

第 178 条

本章に規定される公示に加え、産業財産庁によって発せられ若しくは与えられる宣言及び許可、更に原産地名称に関して与えられる権利を終了させる一切の措置も官報において公示される。

第 V 部の 2 集積回路の回路配置

第 178 条の 2

集積回路の回路配置は、第 V 部の 2 の規定に従って登録され保護される。この目的の下に、産業財産庁は次に掲げる権限を有する。

- (I) 本法及び本法に基づく規則に従い、集積回路回路配置の登録、並びにその所有権譲渡及びその使用及び実施のライセンスの登録について審理し妥当な場合には登録を認めること
- (II) 集積回路回路配置の登録に関する法令違反、無効又は消滅の行政的宣言の手続を行い、当該手続の結果としての命令を発し、また適切な罰則を課すこと
- (III) 当事者間の合意が整わない場合、第 V 部の 2 第 178 条の 2(5)(V)第 2 段落に規定する実施料の金額を定めること

第 178 条の 2(1)

第 V 部の 2 において、

- (I) 「集積回路」とは、その素子(それらの少なくとも 1 つは能動素子であること)、並びにそれらの相互接続部の一部若しくは全部が半導体チップの内及び/又は上に集積的に組み込まれ、電子的機能を果たすことを意図された最終的若しくは中間的形態の製品を意味する。
- (II) 「回路配置(layout design 又は topography)」とは、集積回路の複数素子(それら素子の少なくとも 1 つは能動素子であること)及びそれらの相互接続部の一部若しくは全部で表現される立体の配置、又は大量生産を意図した集積回路用にデザインされたそのような立体の配置を意味する。
- (III) 「保護回路配置」とは、第 V 部の 2 に規定する保護要件が充足されている集積回路の回路配置を意味する。
- (IV) 「独創的回路配置」とは、その創作者の知的努力の成果でありかつその創作時において集積回路の回路配置創作者や集積回路製造者達にとって普遍的又は平凡なものでない集積回路の回路配置を意味する。

第 178 条の 2(2)

独創的回路配置は、それが集積回路に組み込まれたものか否かを問わず、世界の何れの場所でも商業的に使用されていない場合には登録を受けることができる。独創的回路配置はまた、既にメキシコ又は外国において通常のやり方で商業的利用がなされていても、登録出願人が世界の何れかの場所において初めてそのような通常の商業的利用を行った日から 2 年以内に産業財産庁に対して登録出願を行った場合には登録を受けることができる。

創作時に集積回路の回路配置創作者や集積回路製造者達に普遍的又は平凡な素子又は相互接続の組合せで構成された回路配置は、そのような組合せが全体としてとらえた場合に第 V 部の 2 第 178 条の 2(1)(IV)に規定する意味で独創的でありかつ本条第 1 段落に規定する条件を満たす場合にのみ、登録を受けることができる。

第 178 条の 2(3)

回路配置の登録は、所定手数料の納付を条件として、登録出願の日から 10 年間有効であり、更新は認められない。

第 178 条の 2(4)

回路配置の登録を受けた場合、その登録権者は自己の承諾なく他人が次に掲げる行為を行うことを禁止する権利を有する。

(I) 保護回路配置の全体又はその一部でそれ自身が第 178 条の 2(1)(IV)に規定する意味での独創性を備えている部分を集積回路への組込若しくはその他の方法で使用する

(II) 商業的目的で次を輸入、販売又は何らかの形で配給すること

(a) 保護回路配置

(b) 保護回路配置を使用した集積回路、又は

(c) 保護回路配置を違法に使用している集積回路を組み込んだ製品

第 178 条の 2(5)

回路配置の登録によって与えられる権利は、次の要件の何れかに適合する第三者には効力が及ばない。

(I) 私的目的又は評価、分析、調査若しくは教育の目的で、登録権者の承諾なく保護回路配置を使用する者

(II) (I)に規定する保護回路配置の評価若しくは分析の結果として独創性要件を満たす回路配置を創造する者

このような 2 次的回路配置の創作者は、元の保護回路配置の登録権者の承諾を得ることなく、自己の創作した回路配置に関して第 178 条の 2(4)に規定する行為を行うことができる。

(III) 官報における登録の公示日より前に保護回路配置と同一の回路配置を独自に創作していた者

行政的宣言の手續において本項の適用を主張する者は、その事実についての立証責任を負担する。

(IV) 次の何れかについて、登録権者の承諾を得ていないが、登録権者により又はその同意の下に合法的にメキシコ若しくは外国の市場に出された後に第 178 条の 2(4)(II)に規定する行為の何れかを行う者

(a) 保護回路配置

(b) 保護回路配置を使用した集積回路、又は

(c) 保護回路配置を使用している集積回路を組み込んだ製品

(V) 登録権者の承諾を受けず、保護回路配置を違法に使用した集積回路を販売若しくは配給し又はこのような行為を命じる者が当該集積回路を取得した時点においてそれらが保護回路配置を違法に使用したものであることを知らずかつ知る合理的な手段も有していなかった場合におけるそのような販売又は配給の行為者

誠実に行為する第三者は、保護回路配置が違法に使用されていることの十分な通知を受けた時点から、既存の商品在庫の処分又はそのような通知の前に受けた注文を履行することの対価として、当該回路配置についての自由に折衝して決まるライセンスが与えられる場合に負うであろう合理的な実施料を支払う義務を負う。

本条に規定される行為を行うことは、本法の意味での行政上の法規違反や犯罪を構成しない。

第 178 条の 2(6)

第 38 条の要求に加えて、回路配置登録の出願には次に掲げるものを添付しなければならない。

(I) 世界の何れかの場所で当該回路配置が最初に通常の商業的利用をなされた時と場所，又は未だそのような利用は行われていないことを明示する宣誓表明書

(II) 当該回路配置を表示した図又は写真

(III) 当該回路配置を使用した集積回路の電子的機能を簡単に説明する文書

出願人は、上記の図又は写真の内、集積回路の製造方法に関係する部分を省くことができる。

ただし、残りの部分で当該回路配置が十分に認識できる場合に限る。

第 178 条の 2(7)

回路配置の登録については、第 34 条、第 35 条、第 38 条、第 38 条の 2、第 39 条、第 50 条及び第 55 条の 2 から第 60 条までを準用する。

第 62 条から第 69 条までの規定は保護回路配置の登録によって与えられる権利の譲渡若しくは権利のライセンス許諾に準用する。強制ライセンスの付与は認められない。

第 178 条の 2(8)

保護回路配置の登録は、それが第 V 部の 2 第 178 条の 2(2)の規定又は準用する第 78 条から第 81 条までの規定に反して与えられた場合は無効とする。

第 178 条の 2(9)

第 229 条の適用上、保護回路配置又は保護回路配置を使用している集積回路については、円その他によって囲われた M 又 T の文字に所有者の完全名称又は一般に知られている略称を付した表示を必要とする。

回路配置登録の登録権者は、その登録の前に第三者が自己の同意なく当該回路配置を使用した場合において、その使用が登録出願日後になされかつ当該回路配置が前段の要件を満たしている場合、その第三者に対して損害賠償を請求することができる。

第 VI 部 行政手続

第 I 章 手続総則

第 179 条

本法及び本法から派生する諸規定に基づき提出される出願又は申請は、スペイン語の書面で行われなければならない。

他の言語で作成された書面を提出する場合には、スペイン語の翻訳文を添付しなければならない。

第 180 条

出願及び申請には、関係当事者又はその代理人の署名が付されかつ、該当する場合には、所定手数料の納付証を添付しなければならない。それらの何れかが欠けている場合、産業財産庁は当該出願若しくは申請を単純に却下するものとする。

第 181 条

出願若しくは申請が代理人によって提出される場合、代理人は次の何れかによって自己の地位を証明しなければならない。

(I) 本人が自然人である場合は、2名の証人の前で署名された単純な委任状

(II) 本人が法人で、特許若しくは登録の出願、又はライセンス若しくはライセンス移転の登録の場合には、2名の証人の前で署名された単純な委任状

この場合には、委任状にそれを与える者が当該権限を授与されていることを明記し、かつその権限が授与された証書を引用しなければならない。

(III) (II)の場合以外でメキシコの法人が関係する場合、公文書、又は公証人その他の認証官の面前での署名の認証付委任状。当該法人の法的存在と委任状を授与する者の法的権限も又証明しなければならない。

(IV) (II)の場合以外で本人が外国法人である場合、授与地の適用法令又は国際条約に基づいて与えられる委任状。当該委任状において、委任状付与の名義人である当該法人の法的存在及び委任状を与えた者の権限についての証拠が与えられている場合は、反対の証明がなされない限り当該委任状の有効性が推定される。

審査される各ファイルに、出願人若しくは申請人又はファイルを提出した者の法的地位についての証拠が含まれていなければならない。ただし、委任状が産業財産庁に備え置かれている一般登録簿に登録されている場合には、当該登録記録の単なる写しを提出することで足る。

第 182 条

1 個の出願若しくは申請が複数の自然人又は法人によって行われる場合、関係書類において代表者となる者を指定しなければならない。ただし、そのような指定がなされない場合は、最初に名が記載されている者が代表者と解されるものとする。

第 183 条

如何なる出願においても、出願人はメキシコ国内における通知の送達場所を記載する必要がある。

あり、またそのような場所を変更した場合は産業財産庁にその変更を通知しなければならない。送達場所変更についての通知がなされなかった場合は、通知は提出書類に記載されている場所に送達されれば適法に送達されたものとみなされる。

第 184 条

本法において日数で期間が表示されている場合は、就業日のみを算入する、期間が月数若しくは年数で表示されている場合は、非就業日も含め、起算日から最終月若しくは最終年の対応日までの期間を示すものとする。

通知に係わる期間は、関係する通知の翌日から起算される。官報での公示の場合は、官報で指定された日に、またそのような指定がない場合は、官報が頒布された日の翌日に通知の効力が生じる。

第 185 条

現に効力を有する特許及び登録のファイル、並びに公示された商号及び原産地名称に係るファイルは、あらゆる種類の調査のために、また官庁等への書類提出における利用のために常時利用可能な状態に置かれるものとする。

第 186 条

係属中の特許、実用新案及び意匠に係るファイルは、出願人若しくはその代理人、又はそれらから授権された者のみが閲覧することができる。ただし、当該ファイルが事前行為として別の出願人に対して引用されている場合、又は当該ファイルが行政宣言を求める手続で証拠として提出されている場合は別とする。この何れの場合においても、秘密保持に必要な手段が遵守されなければならない。

本法及び本法に基づく規則に従って行われる各種手続に關与する産業財産庁の職員は係属中のファイルの内容に関し絶対的な秘密遵守義務を負い、それに違反した場合、違反者は、当該違反に関する他の制裁如何に拘らず、連邦公務員責任法によって処罰される。

産業財産庁との関係から職務遂行過程において係属中のファイルの内容を知る公的機関若しくは民間団体の職員もまた、上記の義務を負う。

公的性格の情報又は司法機関によって要求される情報は、上記義務の対象から除外する。

第 II 章 行政的宣言の手続

第 187 条

本法に基づく無効、消滅、取消及び行政的違反に関する行政的宣言の請求は、本章の手続及び本法に定める方法に従って審査され判定される。連邦民事訴訟法も本法に抵触しない限り補充的に適用される。

第 188 条

産業財産庁による行政的宣言の手続は職権で、又はそれについて法的利害関係を有しかつ請求理由を明示する者の請求によって開始することができる。

第 189 条

行政的宣言の請求には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (I) 請求人及びその代理人(任命されている場合)の名称
- (II) 通知の送達及び受領の宛先
- (III) 相手方当事者又はその代理人の名称と住所
- (IV) 明確かつ正確な用語で表現された請求の対象
- (V) 事実の説明
- (VI) 請求の法的根拠

第 190 条

行政的宣言の請求には、請求の依拠する陳述書その他の書類の原本又は写しを提出すると共に、対応する証拠も提出しなければならない。証拠の事後提出は、当該証拠が後日具体化される場合以外認められない。

産業財産庁の保管室にある書類を証拠とする場合は、請求人が当該書類が含まれているファイルを特定しかつ適当な認証謄本の発行又は、該当する場合は、提出した単純な写しへの認証を求めれば足る。

第 191 条

請求人が第 189 条に定める要件を充足しない場合、産業財産庁は、当該請求人に対して、1 回に限り、遺脱を補い又は適切な明確化を行うよう請求人に求めるものとする。この補正のために、請求人は 8 日の猶予期間を認められる。この期間内に補正がなされない場合には、当該請求は却下される。

請求人の地位を証明する書類が提出されない場合、又は請求の依拠する登録、特許、許可若しくは公告が無効である場合もまた、請求は却下される。

第 192 条

行政的宣言の手続においては、書類形態以外の証言若しくは私的陳述並びに法及び道徳に反する証拠を除いて、あらゆる種類の証拠が許される。

上記の原則を害することなく、本法の適用においては、所有者又はそのライセンシーが発行若しくは作成した送状及び棚卸表にも証拠価値が認められる。

第 192 条の 2

本法によって保護される 1 若しくは複数の権利の侵害を構成する蓋然性ある事実の証明のために、又は行政的宣言の手続において、産業財産庁は同庁において必要と考える証拠を利用することができる。

関係する所有者、又は侵害者と主張される者が、自己の主張を支える証拠で自己が正当に利用できるものを十分な量において提出しかつ自己の主張を実証する関連証拠で相手方当事者の支配下にあるものを指定した場合、産業財産庁は、当該証拠を支配している者に対して、必要なら秘密情報保護を保証する条件の下に、その証拠を提出するよう命じることができる。関係する所有者又は侵害者と主張される者が証拠を利用させることを拒否し又は自己の支配下にある関連証拠を合理的期間内に提出しない場合、又は当該手続進行を著しく阻害する場

合、産業財産庁は、証拠の利用拒否によって不利益を受ける者の行った証言を含め提出された証拠に基づいて、関係当事者の有利及び不利を問わず、予備的決定及び終局的決定を下すことができる。ただし、関係当事者に対し、陳述及び提出証拠に関して聴聞の機会を与えなければならない。

第 192 条の 2(1)

特許の対象が方法若しくは物の製造方法である場合、侵害者と主張される者は、次の場合以外、侵害についての行政的宣言手続においてその物が特許された方法とは異なる方法で製造されていることを証明しなければならない。

(I) 特許された方法を使用して得られた物が新規である場合

(II) 当該の物が特許された方法を使用して製造された蓋然性があるが、特許権者が、その試みにも拘らず、現実にとどの方法が使用されたのかを証明することができなかった場合

第 193 条

無効、消滅若しくは取消の行政的宣言の請求を受理し次第、産業財産庁はその請求内容に従い、関係の所有者に自己の利益に最も役立つ陳述を 1 月以内に書類で行うことができるよう通知するものとする。侵害についての行政的宣言の手続については、第 209 条 (IX) 及び第 216 条の規定に従う。通知は、行政的宣言の請求人が届け出た宛先に送達される。

第 194 条

請求人が指定した場所か関連書類に記載されている場所であるかを問わず、住所の変更がありかつ新しい住所が不明なために第 193 条に規定する通知を行うことができない場合、通知は、公示による措置を求める者の負担において、一度限り公報及び 1 つの主要全国新聞に公示することによって送達されるものとする。公示には当該行政的宣言請求の抄録が記載され、かつ 1 月の期間を指定して関係所有者が自己の利益に最も役立つ陳述を行うよう促される。

第 195 条

行政的宣言の手続においては、過去に特に決定の下された事項については審査されないが、新たに認定すべき事実がある場合には審査され決定される。

第 196 条

産業財産庁が職権で行政的宣言手続を開始する場合、通知は関係所有者に、又は該当する場合には主張される侵害者に対して、関係書類に記載された住所において与えられる。産業財産庁に知らされることなく住所が変更された場合は、第 194 条の規定に定める公示により送達される。

第 197 条

関係所有者又は、該当する場合、主張される侵害者が陳述を行う書面には、次に掲げる事項を記載する必要がある。

(I) 関係所有者又は主張される侵害者の名称、及びその代理人(存在する場合)の名称

(II) 通知の送達の宛先

- (III) 異議及び答弁
- (IV) 行政的宣言請求の各項目についての陳述及び反駁
- (V) 法的根拠

第 190 条の規定は，上記書面及び証拠の提出に準用される。

第 198 条

関係所有者又は，該当する場合，主張される侵害者が，証拠の全部又は一部が外国に存在するために当該証拠を所定期限内に提出できない場合，その提出のために 15 日の追加期間が認められる。ただし，書類でその証拠を申し出かつ上記の旨の陳述がなされることを条件とする。

第 199 条

関係所有者又は主張される侵害者が陳述を行うべき期間又は，該当する場合は，第 198 条に規定する追加期間が経過すると，産業財産庁は，該当する先例の調査及びすべての証拠の審理を行った上で適正な行政的宣言を下し，それを指定された送達場所において書面で又は第 194 条に定める公示により関係当事者に通知する。

侵害についての行政的宣言手続の場合，適当と判断されるなら，上記宣言において制裁が言い渡される。

第 199 条の 2

本法によって保護される権利の侵害についての行政的宣言手続においては，産業財産庁は次を行うことができる。

- (I) 本法によって保護される権利を侵害する商品を市場から回収することを命じ又はそれらの配給を禁止すること
 - (II) 次に掲げるものを市場から回収するよう命じること
 - (a) 違法に製造若しくは使用されている物
 - (b) 本法によって保護される権利を侵害する商品，包装材，コンテナ，梱包材，文書類，宣伝材料その他類似のもの
 - (c) 本法によって保護される権利を侵害する標章，ラベル，付札，用紙その他類似のもの
 - (d) (a)，(b)及び(c)に列挙したものの製造若しくは作成に使用された若しくはそれらへの使用を意図する道具又は器機
 - (III) 本法によって保護される権利を侵害する商品の販売若しくは使用を直ちに禁止すること
 - (IV) 商品押収命令。この場合においては，第 211 条から第 212 条の 2(2)までの規定が準用される。
 - (V) 主張される侵害者又は第三者に対して，本法違反を構成する行為を中止若しくは終了するよう命じること
 - (VI) 上記各号に定める手段が本法の保護する権利の侵害を阻止若しくは回避するのに充分でない場合は，就業停止若しくは施設の閉鎖を命じること
- 商品若しくはサービスが既に市場に提供されている場合，取引業者若しくはサービス提供者は，行政的宣言の通知を受けた日から商品の取引及びサービスの提供を中止する義務を負う。

生産者、製造者及び輸入者も配給及び販売業者と同様の義務を負い、直ちに市場にある商品を回収しなければならない。

第 199 条の 2(1)

第 199 条の 2 に規定される手段を実行する前に、産業財産庁は請求人に対して次の行為を行うよう求めるものとする。

- (I) 当該の権利についての自己の所有権及び次に掲げる事情の何れかを証明すること
 - (a) 権利侵害の存在
 - (b) 権利侵害の急迫性
 - (c) 修復不能の損害を被る可能性の存在
 - (d) 証拠が破壊、隠匿、改変され、若しくは逸失する合理的な虞があること
- (II) 救済措置の相手方に生じる可能性のある損害を回復するための十分な担保の提供
- (III) 産業財産の侵害が生じている商品、サービス又は施設を特定するのに必要な情報の提供

救済措置の相手方は、救済を求めている者に生じる可能性のある損害を回復するための逆担保を提供して、当該措置の中止を求めることができる。

産業財産庁は、救済措置の実行、上記の担保及び逆担保の内容を決定するに当たり、侵害の重大性と救済措置の性質を十分に考慮しなければならない。

第 199 条の 2(2)

第 199 条の 2 に規定する措置の何れかが命じられた者は、10 日以内に当該措置に関して自己の有する意見を産業財産庁に提出することができる。

産業財産庁は、提出された上記の意見に照らして、命令した措置の条件を変更することができる。

第 199 条の 2(3)

第 199 条の 2 に規定する暫定的措置を要求する者は、次の何れかの場合には当該措置の相手方に生じた損害を賠償する責任を負う。

- (I) 本案に関して下された最終決定において、当該措置を求めた当事者に権利侵害若しくは権利侵害の虞が存在しないと判定された場合
- (II) 暫定的措置が要求されそのような措置が実施されたが、その措置から 20 日以内に侵害に関する行政的宣言の本案の請求が所轄庁若しくは産業財産庁に提起されない場合

第 199 条の 2(4)

産業財産庁は、侵害についての行政的宣言の手續が解決に至った場合、提供された担保若しくは逆担保を当事者に返還する。

第 199 条の 2(5)

産業財産庁は、侵害に関する行政的宣言についての最終的決定において、手續の過程で命じた措置の解除若しくは確定を行うものとする。

第 199 条の 2(6)

産業財産庁は、暫定的措置を命じる場合、それらが業務上の秘密を害したり不公正な競争行為に従事する手段として利用されないようにしなければならない。

第 199 条の 2(7)

請求を行う者は、暫定的措置の申請に係わる書類を関係手続を提起するため又は係属中の手続に係るファイルに含めるためにのみ使用することができ、それらを第三者に対して使用したりまた第三者に開示若しくは伝達してはならない。

第 199 条の 2(8)

侵害に関する行政的宣言の手続において、産業財産庁は、常に関係人の利害の宥和に意を用いなければならない。

第 III 章 審判請求

第 200 条

特許、実用新案又は意匠の登録を拒否する決定に対しては、審判請求(再審査を求める不服申立)を行うことができる。そのような審判請求は、当該決定についての通知が送達された日から 30 日以内に書面で産業財産庁に提起されなければならない。審判請求には、その法的根拠を証する書面を添付する必要がある。

第 201 条

審判請求の聴聞手続で述べられた主張及び提出された書面を審理した後、産業財産庁は適正な決定を下し、それを書面で審判請求人に通知する。

第 202 条

産業財産庁の決定が審判請求を拒絶するものである場合、その決定を審判請求人に書面で通知すると共に官報で公示する。決定が審判請求人の主張を容認する場合は、第 57 条に規定する手続がなされる。

第 VII 部 査察，行政上の法規違反及び制裁，並びに犯罪

第 I 章 査察

第 203 条

本法及び本法に基づく法規範が遵守されていることを検証するために，産業財産庁は次に掲げる方法で査察及び監視を行う。

- (I) 報告及び情報提供の請求
- (II) 臨検

第 204 条

何人も，本法及び本法に基づく法規範の遵守に関して請求された報告及び情報を 15 日の期間内に，書面で産業財産庁に提供する義務を負う。

第 205 条

臨検は，産業財産庁により授権された係官が，身分証と令状を提示して就業日の就業時間中に行う。

産業財産庁は，違反が行われるのを防ぐために，非就業日又は就業時間外に臨検を行うことを授権することができる。この場合には，令状においてその旨が明示されなければならない。

第 206 条

商品の製造，保管，配給若しくは販売，商品の販売の申込又はサービスの提供のための事業所の所有者若しくは管理者は，第 205 条の要件が守られることを条件に，臨検実施の令状を有する係官の立入りを許可する義務を負う。

第 207 条

臨検は，対象商品自体若しくは対象サービス提供の状況及び問題となっている活動の関係書類を検査する目的で，商品が製造，保管，出荷，配送若しくは販売され，又はサービスが提供される現場で実施されるものとする。

第 208 条

各臨検においては，臨検対象者が指名する 2 名の証人，又はそのような証人を臨検執行官が承認しない場合は，臨検執行官の指名する 2 名の証人の立ち会いの下に詳細な調書が作成されるものとする。

第 209 条

調書には，次に掲げる事項が記載されるものとする。

- (I) 臨検が行われた年月日，時
- (II) 臨検が行われた場所の州，地域，街区及び地番
- (III) 臨検令状の番号及び日付，並びに臨検執行官
- (IV) 臨検対象者の名称及び地位

- (V) 臨検対象者の指名による者が臨検執行官の指名による者かを問わず、証人として立ち会った者の名称と住所
- (VI) 臨検対象者に与えられた、臨検中に執行官に意見を述べる機会についての記載
- (VII) 臨検執行についての情報
- (VIII) 臨検対象者が望む場合、その者の陳述
- (IX) 臨検対象者に与えられた、その者が臨検時に述べた意見を書面で確認しかつ調書作成について10日以内に追加的意見を提出する権利を行使する機会についての記載
- (X) 執行官を含め臨検に加わった者の名称及び署名。該当する場合は、臨検対象者が署名を拒否した旨の記載

第210条

臨検対象者は、臨検中に又は改めて書面で意見を述べる場合に、調書に記載される事実に関する証拠を申し出ることができる。

第211条

第213条及び第223条に規定される行為若しくは事由があったとの反駁不能な証拠が臨検の執行中に知れた場合には、執行官は、予防的措置として、そのような行政上の法規違反若しくは犯罪に関係すると想定される物を押収し、かつ押収物の目録を作成するものとする。この旨は調書に記載され、当該物が発見された事業所が固定施設である場合は、同事業所の管理者若しくは所有者がその物の保管者に任命され、そうでない場合は当該物は通商産業開発省に引き渡される。

犯罪を構成する可能性がある行為が関係している場合は、産業財産庁は同庁が臨検対象について下す決定においてその事実を指摘するものとする。

第212条

臨検調書の写しが臨検対象者に交付されるものとする。これは、臨検対象者が調書への署名を拒否した場合であっても同様であり、調書の効力はそのような拒否によって妨げられない。

第212条の2

第211条に規定される押収は、次に掲げるものについて行うことができる。

- (I) 本法において違反若しくは犯罪とみなされる行為に使われた装置、器具、機械、道具、設計図、仕様書、計画書、マニュアル、型、印版その他の手段
- (II) 証拠要素を含むと推測される帳簿、書類、見本、証票、文書類、宣伝材その他
- (III) 本法によって保護される権利の侵害に関係する製品、商品その他の物品

第212条の2(1)

第212条の2において言及される物の押収の場合、当該措置を求める当事者が自己の責任の下に押収品を保管するものとして人若しくは機関を指名する場合には、そのような人若しくは機関を保管者とするのが望ましい。

第 212 条の 2(2)

最終的な実体的決定において行政上の法規違反をしたことを認定する場合，産業財産庁は，当事者の聴聞を行った後，押収物の処理を決定するものとし，その際次の定に従う。

(I) 物質的損害の賠償その他損害又は不利益の補償を求める訴訟が提起されたことの通知を受け次第，押収物を管轄裁判所の管理下に移すこと

(II) 仲裁手続が行われた場合，押収物を仲裁裁定によって指定される者の処分に任せること

(III) 適当と認められる場合，関係所有者と侵害者との間で押収物に関して結ばれた合意に定める条件に従うこと

(IV) (I)，(II)及び(III)の何れも行われなない場合，関係当事者の各々は，そのことを知らされた日から 5 日以内に，押収され，市場から回収され又は販売を禁止された物の処理に関する要望を書面で提出するものとする。

(V) 産業財産庁は，上記の諸要望を各当事者に通知し，それら当事者が上記の物の処理について合意するように促すものとする。当事者は，合意に至った場合，その決定を，通知を受けてから 5 日以内に産業財産庁に連絡しなければならない。

(VI) 所定期間内に当事者が物の処理についての合意を産業財産庁に連絡せず，かつ最終決定発表の日から 90 日以内に(I)から(III)までの何れの措置も取られない場合，産業財産庁の運営委員会は次の何れかの決定を行う。

(a) 当該物を連邦政府の省庁，州，自治体，又は公共，慈善若しくは社会保障の組織に寄付すること

ただし，そのような行為によって公共の利益が害されないことを条件とする。

(b) 当該物の廃棄

第 II 章 行政上の法規違反及び制裁

第 213 条

次に掲げる行為は行政上の法規違反を構成する。

(I) 工業，商業又はサービス業の適正な実務と慣習に反する行為で，その違反が本法で規制する事項に関係しかつ不正競争とみなされる程度に至っているもの

(II) 特許を得ていない物を特許を得たものであるように装うこと。得られた特許が消滅し又は無効の言渡を受けた場合は，消滅日又は無効言渡の発効日から 1 年が経過した後にこの行政上の法規違反は成立する。

(III) 商標による保護の対象でないのにも拘らずその対象であると表示して，商品を販売し若しくは流通に置き又はサービスを提供すること。商標登録がその期間満了し又は無効又は取消の宣言を受けた場合は，消滅日又は無効若しくは取消の宣言の発効日から 1 年が経過した後にこの行政上の法規違反は成立する。

(IV) 登録商標によって保護されている商品又はサービスと同一若しくは類似する商品又はサービスを保護するために当該登録商標と混同させる程に類似する商標を使用すること

(V) 登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標を，当該登録商標の商標権者の同意を得ることなく，自己の商号若しくは企業名の要素として使用すること，及びその逆の行為。ただし，当該商号若しくは企業名が当該商標によって保護されている商品又はサービスを扱う事業所に係わる場合に限る。

(VI) 工業，商業若しくはサービスの事業所を守るために第三者が使用しているのと同ー若しくは混同させる程に類似する商号を，その有効な顧客の存在する地理的領域において又は第105条に規定する事由がある場合には共和国内の如何なる地域においてであれ，同一又は類似の事業分野において使用すること

(VII) 第4条並びに第90条(VII)，(VIII)，(IX)，(XII)，(XIII)，(XIV)及び(XV)に言及する名称，標識，標章，略称又は紋章を商標として使用すること

(VIII) 登録商標又は登録商標と混同させる程に類似する商標を，当該商標が使用されているものと同ー若しくは類似する商品又はサービスの生産，輸入若しくは販売に従事する自然人若しくは法人が，当該商標の商標権者又はそれから授權されている者の書面による同意を得ることなく自己の商号又は企業名若しくはそのような名称の一部として使用すること

(IX) 産業活動若しくは取引の過程において，次のことを誤って信じさせ若しくは推測させることによって公衆を混乱させ，誤解させ又は欺罔する行為を行うこと

(a) 当該事業所と他事業所との間に関連若しくは提携が存在すること

(b) 商品が第三者から得た仕様書，ライセンス又は授權により製造されていること

(c) サービス又は商品が第三者から得た授權，ライセンス若しくは仕様書によって提供若しくは販売されていること

(d) 関係商品の原産地がその真の原産地とは異なる地域，領域若しくは場所であること原産地に関して公衆を誤解させるような態様で表示等を行う場合が該当する。

(X) 他者の商品若しくはサービス，工業的若しくは商業的活動又はその事業所自体を誹謗及び中傷しようと試み又はその結果を達成すること。これは，公衆に情報を提供する目的で商標の対象である商品若しくはサービスについて比較を行うことは含まない。ただし，そのような比較が連邦消費者保護法に規定される意味において偏向的，虚偽若しくは誇張的でないことを条件とする。

(XI) 特許，又は実用新案若しくは意匠の登録の対象となっている物を，特許権者，実用新案権者又は意匠権者の同意若しくは適当なライセンスを得ることなく，製造又は開発すること

(XII) 特許，又は実用新案若しくは意匠の登録の対象となっている物を，それらが権利者の同意若しくは適切なライセンスを得ることなく製造又は開発されたことを知って，販売に供し若しくは流通に置くこと

(XIII) 特許を受けた方法を，特許権者の同意若しくは適切なライセンスを得ることなく使用すること

(XIV) 特許を受けた方法を使用して製造若しくは生産された物を，その方法が特許権者若しくは実施権者の同意を得ることなく使用されたことを知って，販売に供し若しくは流通に置くこと

(XV) 登録によって保護された意匠を，意匠権者の同意若しくは適正なライセンスを得ることなく複製若しくは模倣すること

(XVI) 登録された商業上の発表(trade announcement)若しくはそれと混同させる程に類似したものを，その発表の対象となる商品，サービス若しくは事業所と同ー若しくは類似するものを宣伝する目的で，権利者の同意若しくは適切なライセンスを得ることなく使用すること

(XVII) 商号若しくはそれと混同させる程に類似する名称を，その所有者の同意又は適正なライセンスを得ることなく，同一若しくは類似する分野における工業，商業若しくはサービスの事業所を表示するために使用すること

- (XVIII) 登録商標を，その商標権者の同意又は適正なライセンスを得ることなく，当該商標が使用される商品若しくはサービスと同一若しくは類似するものに使用すること
- (XIX) 登録商標が使用される商品と同一若しくは類似する商品を，それらに付された商標が商標権者の同意を得ることなく当該商品に付されたものであることを知って，販売に供し若しくは流通に置くこと
- (XX) 登録商標が付された商品で改造されたものを販売に供し又は流通に置くこと
- (XXI) 登録商標が付された商品を，その商標を部分的若しくは全面的に改変，付替又は消去して販売に供し又は流通に置くこと
- (XXII) 原産地名称を，適正な許可若しくはライセンスを得ることなく使用すること
- (XXIII) 保護回路配置の登録権者の承諾を得ることなく，当該回路配置の全体又はその一部でそれ自身が独創性を備えている部分を集積回路への組込その他の方法で利用すること
- (XXIV) 次の何れかを，本法の規定に違反し，登録権者の承諾なしに商業的目的の下に何らかの態様で輸入，販売又は配給すること
 - (a) 保護回路配置
 - (b) 保護回路配置を使用した集積回路，又は
 - (c) 保護回路配置を違法に使用している集積回路を組み込んだ製品
- (XXV) 犯罪となるものを除く，他の一切の本法規定の違反

第 214 条

本法及び本法に基づく他の法規規定についての行政上の法規違反は，次に定めるところにより罰せられる。

- (I) 連邦特別区で支払われる一般最低給与の最大 20,000 日分の過料
- (II) 法規違反が存在している間の各 1 日当たり，連邦特別区で支払われる一般最低給与の最大 500 日分の追加過料
- (III) 最大 90 日間の一時的就業停止
- (IV) 永久的就業停止
- (V) 最大 36 日間の行政拘禁

第 215 条

行政上の法規違反の調査は，産業財産庁が職権で又は利害関係人の請求によって行う。

第 216 条

行政上の法規違反の性質が臨検になじまない場合は，産業財産庁は，推定法規違反者に法規違反の主張が依拠する事由及び証拠を送達し，10 日以内に自己の利益に最も良く役立つ陳述とその対応する証拠を提出するよう通知するものとする。

第 217 条

第 209 条(IX)及び第 216 条に規定する期間が経過した後，産業財産庁は発行した臨検調書又は，当該法規違反の性質上臨検になじまなかった場合は，ファイルにある資料に基づき，利害関係人によって提出された陳述と証拠を適正に考慮した上で，妥当な決定を下すものとする。

第 218 条

2 回目又はその後の法規違反については、先に課せられた過料金額の倍の過料が課せられる。ただし、第 214 条に規定する最大過料金額の 3 倍を超えることはできない。

本法及び本法に基づく他の法規定の適用において、2 回目又はその後の上の法規違反とは、同一規定についての各後続上の法規違反を意味し、当該上の法規違反についての決定が言い渡された日から 2 年以内に犯されたものを言う。

第 219 条

就業停止は、上の法規違反についての決定において、過料に付加して又は過料の言渡なしに課することができる。永久的就業停止は、2 年以内に 2 回一時的就業停止が命じられ、かつ同期間内に場所の同一性如何を問わず更に法規違反が繰り返された場合に課することができる。

第 220 条

行政上の法規違反についての制裁を決定する場合には、次に掲げる事由が考慮される。

- (I) 法規違反を構成する作為若しくは不作為の国際的性質
- (II) 法規違反者の経済的事情
- (III) 商品の取引及びサービスの提供に係わる法規違反の重大性、及び直接的被害者に生じた損害の程度

第 221 条

本法及び本法に基づく他の法規定に定める制裁は、損害を受けた当事者が通常の本法に基づき損害賠償を受ける権利に加えて認められるものであり、かつ次条に定める補償を受ける権利に影響を与えるものでもない。

第 221 条の 2

本法に規定する 1 又は複数の産業財産の侵害が関与している場合において、そのような権利の侵害による物質的損害の賠償又はその他の損害及び不利益の補償の金額は、如何なる場合にも、関係する商品若しくはサービスの市場における販売価格若しくは提供価格の 40 パーセントを下回ってはならない。

第 222 条

行政上の法規違反の調査関係書類を審理した結果、産業財産庁が本法に規定する犯罪を構成する可能性のある行為が行われたとの判断に至った場合は、同庁は決定においてその旨を表明する。

第 III 章 犯罪

第 223 条

次に掲げる行為は犯罪を構成する。

- (I) 第 213 条(II)から(XXII)までに規定する行為に関して最初の行政制裁が執行された後に、同一行為を繰り返すこと

(II) 悪意により商業的規模で商標を偽ること

(III) 雇用，地位，責任，職業上若しくは事業上の関係により，又は使用のライセンスを許諾した結果として知るに至った業務上の秘密を，その秘密性について告知されたにも拘らず，当該秘密の所有者の同意を得ることなく第三者に開示する行為で，この行為が自己若しくは当該第三者の経済的利益を図り又は秘密所有者を害する目的でなされたものである場合

(IV) 他者の業務上の秘密を利用し若しくは第三者に開示するために，正当な権限なくかつ当該秘密の所有者若しくは使用権者の同意を得ることなく，その秘密を盗む行為で，この行為が自己若しくは当該第三者の経済的利益を図り又は秘密所有者若しくは使用権者を害することを目的としてなされたものである場合

(V) 雇用，地位，責任又は職業上若しくは事業上の関係により知るに至った，又は第三者からその者が開示権限を有していないことを知りながら開示を受けた業務上の秘密情報を，当該業務上の秘密の所有者又は使用権者の同意を得ることなく，自己若しくは第三者の経済的利益を図り又は当該秘密の所有者若しくは使用権者を害する目的で使用すること

本条に規定する犯罪は，被害者の告発に基づいて起訴される。

第 224 条

第 223 条に規定する犯罪を犯した者は，2 年若しくは 6 年の拘禁及び連邦特別区で支払われる一般最低賃金の 100 から 10,000 日分までの罰金を科せられる。

第 225 条

第 223 条(Ⅰ)及び(Ⅱ)に規定する犯罪に対する刑事訴訟の提起に関して，産業財産庁は技術的な決定を下すよう要請される。ただし，それらの決定は，提起されることのある民事訴訟若しくは刑事訴訟での判断を拘束するものではない。

第 226 条

本法に定める犯罪の何れかによる被害を受けた者は，それについて刑事訴訟手続が開始されたか否かに拘らず，当該犯罪によって被った損害について，第 221 条の 2 に定めるところに従い加害者に対し補償及び損害賠償金の支払を請求することができる。

第 227 条

連邦裁判所は，本章に規定する犯罪について，更には本法の適用から生じる商業上若しくは民事上の紛争及び予防的手段についても管轄権を有する。

当該紛争が私的な利害にのみ関係する場合は，原告が希望するなら，仲裁手続に委ねる関係当事者の権利を害することなく通常裁判所において審理することができる。

第 228 条

第 227 条に述べる司法手続において，裁判所は，本法並びにメキシコが加盟している国際条約に規定される諸手段を利用することができる。

第 229 条

産業財産の侵害を理由とする民事訴訟及び刑事訴訟の提起，並びに第 199 条の 2 に規定する

諸手段の命令のためには、当該産業財産の所有者が第 26 条及び第 131 条に述べる表示若しくは告知を産業財産の対象である商品又はその商品の容器若しくは梱包及び包装材に付記若しくは貼付しているか、又は当該商品若しくはサービスが産業財産の客体であることを他の手段によって表明若しくは公示していることが必要である。

この要件は、産業財産の侵害に係わらない行政上の法規違反については要求されない。

経過規定

1997 年 12 月 26 日付本法

(1) 本法は、1998 年 1 月 1 日に施行する。

(2) 本法の規定は、集積回路に組み込まれたか集積回路とは独立にかを問わず、本法の発効後に世界の何れかの場所で最初の商業的利用がなされた集積回路用のすべての回路配置に適用される。